公益社団法人
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

2024 年度
事業報告書

2025 年 3 月

Save the Children

目次

1. はじめに 3
2. 2024 年事業報告概要 5
 A. 海外事業 5
 B. 国内事業 9
 C. アドボカシー 10
I. 中期目標達成のために 13
 i. アドボカシー・キャンペーン（Advocate, Campaign and Mobilize） 13
 ii. デジタル、データ、イノベーション（Digital and Data/Innovation） 13
 iii. 持続可能な戦略的パートナーシップ（Strategic Partnership） 13
 iv. 子どもたちとともに、子どもたちのために（Shift power – 子どもの声） 14
II. 資金基盤の拡大と適切な活用（Grow and optimize resources） 14
3. 事業一覧 15
 A. 海外事業 15
 B. 国内事業 20
 C. アドボカシー 21
4. 事業詳細 23
 A. 海外事業 23
 B. 国内事業 39
 C. アドボカシー 43

1. はじめに

現在、2015 年 9 月の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ（通称「持続可能な開発目標（SDGs）」）の達成に向けて、多様なセクターが協力し、日本を含む世界で、あらゆるレベルでの取り組みが行われている。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略を策定し、最も弱い立場に置かれた子どもたちに焦点をあて、①予防可能な原因で 5 歳未満の子どもが死亡することがなくなること、②すべての子どもが質の高い教育を受けられること、③子どもへの暴力が許容されない社会になっていること、の 3 つを優先課題とした意欲的な目標を掲げている。この戦略は 2016 年から実施されてきた。世界の子どもたちを取り巻く課題は甚大かつ深刻化長期化している。具体的には、必要な保健医療サービスを受けられず5 歳未満で亡くなる毎年 500 万人の子どもたち、学習できていない 4 億 5 千万人の子どもたち、紛争下に暮らす4 億人の子どもたち、貧困の状態で生活している 10 億人の子どもたちが存在する。2021 年には、これらの状況が改善するどころか、30 年ぶりに後退した。この後退をもたらした主な要因が、紛争や気候変動、感染症の世界的な大流行である。

セーブ・ザ・チルドレンは、「2030 年までに子どもたちのために達成したいこと」という長期戦略で掲げた目標の達成に向け、2022-24 年の中期目標を掲げている。

1) **人生の健全なスタート**：3 億人以上の子どもたちが、質の高い基礎的な保健・栄養サービスを衡平に利用できるよう貢献する。
2) **安心して学校に通い、学ぶことができる**：1 億 5,000 万人以上の子どもたちがウェルビーイングと学習の成果を得ることに貢献する。
3) **暴力のない生活**： 紛争や性的・ジェンダー暴力の影響を受けた 1 億人以上の子どもたちが守られることに貢献する。
4) **セーフティネットと回復力のある家族の実現**：2 億人以上の子どもたちが、社会的保護や現金給付を含めた直接的な支援の恩恵を受けることに貢献する。

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンでは、2030 年までの長期戦略目標実現のために、2022-2024 年に全世界でセーブ・ザ・チルドレンが取り組む上記中期目標に沿って、自らの中期目標ならびに目標達成のための実施戦略を策定した。この中期戦略に基づき、2024 年度事業計画が策定され、2023 年 12 月の理事会で承認を受けた。

近年、世界各地で紛争や政変の影響が長期化、複雑化する傾向があり、また、気候変動の影響や、大規模な自然災害を受け、子どもたちへの支援ニーズはかつてないほどに高まっている。特に 2022 年 2 月以降、ウクライナ危機の影響により、世界各地で物価高騰や食料危機といった困難な状況が続いている。加えて、2023 年 10 月に起こったパレスチナ自治区・ガザ地区での紛争など、ますます複雑化する事象に複合的に対応する必要が出ている。

日本国内では、2024年1月1日に能登半島沖で最大震度７を観測する地震が発生し、石川県能登地方をはじめ広い地域で甚大な被害が出た。被災した地域の子どもたちが受けた影響も大きく、日常生活が取り戻せない状況が続いている。子どもの貧困をめぐる状況を見ると、貧困率はやや改善したものの、可処分所得100万円以下のひとり親世帯が増加しており、格差の拡大が指摘されている。2024年も食料品など生活必需品が高騰し続けており、十分な食事を摂

れない、子どもの教育で必要なモノを買えないなど、経済的な困難を抱える子育て世帯の状況は厳しいままである。

本報告書では、多くの方々のご支援・ご協力のもと、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが国内外で実施した事業、組織運営について記載する[1]。

[1] 2023 年度のセーブ・ザ・チルドレン加盟国全体の事業規模は 27 億米ドル（約 3,829 億円）であり、そのうちセーブ・ザ・チルドレン・インターナショナル（SCI）を通して実施した海外事業は約 12 億 3,420 万米ドル（約 1,750億円）、うちセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンが実施した海外事業は、約 976 万米ドル（全体の約 0.8%）である。本報告書中に記載のある海外における事業は、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンによる資金拠出のもと実施したものに限っている。

2. 2024 年事業報告概要

2024 年度の事業計画は、前述の 2012-24 年中期戦略に基づき計画され、私たちは、子どもたちを取り巻く社会課題に継続的に取り組むとともに、新たな人道危機や課題に迅速に対応し、事業を実施した。

2024年度の事業概要は以下の通り。

A. 海外事業

2024年は中期戦略・年間計画に沿って、保健・栄養、教育、子どもの保護、貧困削減・気候変動分野の各事業ならびに緊急人道支援事業を、アジア、中東・東欧、アフリカ地域において実施した。

a.アジア地域

東南アジア

人生の健全なスタート（保健・栄養分野）

- カンボジアでは、2023 年8 月に開始した子どもの栄養不良・消耗症に関する形成研究を完了し、研究結果をもとに栄養事業を立案した。
- ベトナムでは、2023 年 から開始した、母子の健康推進を目的とした、思春期の性と生殖の健康サービス改善事業や、北部山岳地帯の少数民族を対象とした生計向上のための農業および栄養改善事業を継続して展開した。

安心・安全な就学と学びの継続（教育分野）

- カンボジアでは、2024年10月からは、「カンボジアにおけるインクルーシブ教育のニーズアセスメント事業」を開始し、より包括的なインクルーシブ教育実践のために、小中学校に通っていない子どもの状況分析や障害のある子どもたちの教育アクセスの課題・ニーズ分析を行った。

暴力のない生活（子どもの保護分野）

- カンボジアでは、2022 年 3 月に開始した「コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業」を継続して実施した。今年度は、生徒が中心となり策定した「子どもにやさしい学校行動計画」の実践継続やコミュニティに対する啓発イベントの実施により、暴力の予防に取り組んだ。また、暴力の報告メカニズムの強化、相談室の設置など、対応力を強化した。
- ラオスでは2023年2月より、カンボジアでは2023年4月より開始した、地域主導で子どもに対する暴力を予防し対処するための取り組み「コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業（Seeds）」を継続して実施し、ミュニティ主導で策定された行動計画を地域住民が実行した。

セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）

- インドネシアでは、2023 年 11 月から開始した公益財団法人世界自然保護基金（WWF）との連携によるリアウ州の森林コミュニティの持続可能な生計強化と、子どもの教育と保護支援の推進事業を継続して実施した。
- ベトナムでは、2024年11月からカマウ省でのマングローブ林消失やエビ養殖の課題に対し、子どもと地域コミュニティの意識向上やマングローブ林再生によるカーボンクレジット事業推進に向けた調査事業を開始した。

北東アジア地域

モンゴルにおいて、各分野で以下の事業を実施した。

人生の健全なスタート（保健・栄養分野）

2024年3月より、「包括的・包摂的な乳幼児の発達支援の推進事業」を開始し、子どもの乳幼児期における障害の早期発見・介入を可能にするため、地域の公的なサービス提供者（保健センター、支部委員会、幼稚園）の物理的な環境整備と能力強化、啓発活動、政策提言を行った。

安心・安全な就学と学びの継続（教育分野）

2022 年 3 月より実施している「モンゴルにおける義務教育期間を通じた切れ目のないインクルーシブ教育推

進事業」を通し、特別な支援ニーズを持つ子どもの小学校から中学校への移行および中学校入学後の学習支援を強化した。さらには、包摂的な教育の質およびアクセス改善にむけ、インクルーシブ教育・学校給食・学校でのeラーニング活用といった取り組みの推進に関して他機関と連携し、モンゴル教育科学省を継続的にサポートした。

暴力のない生活（子どもの保護分野）

モンゴル子ども家庭開発保護庁と協力して、「ポジティブ・ディシプリン」の普及活動を継続して実施した。
2021年に開始した、首都ウランバートル市に暮らす低所得層の世帯に暮らす12～18歳の女子を対象とした暴力・搾取からの保護事業を継続して実施し、保健、教育、および保護サービスの拡充を支援した。また、暴力と搾取からの予防にフォーカスを当てたソーシャルメディアを活用した啓発活動を実施し、子どもたちの安全とウェルビーイングの向上に貢献した。

2023年から実施している学校における子どもの保護メカニズム構築事業では、「児童に対する暴力の防止、早期発見、報告、対応メカニズム」に関する教職員向け研修プログラムを開発・実施した。「一般学校における子どもの保護メカニズム・マニュアル」を事業対象校に導入し、教育現場での子どもの保護対応の実用モデルの普及を促進した。

セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）

子どもの貧困分野では、2019 年末から実施している青少年向けの実践型アントレプレナーシップ教育事業を継続して実施した。開発したカリキュラムや教材などを使用した課外授業が教育現場で導入され、受講生によるプロジェクト実践にいたっている。開発された教育プログラムは、必修科目の一つとして、全国の技術教育・職業訓練（TVET）学校のカリキュラムにも導入された。

2024年8月から、子ども参画型の植林事業を首都ウランバートル市郊外のナライハ地区で開始した。

2023 年から 2024 年の冬にかけて発生した「ゾド」と呼ばれる遅発型の寒雪害への対応として、2県において、ゾド被害の拡大を防ぐための家畜飼料の配給といった緊急支援を実施した。

南アジア

人生の健全なスタート（保健・栄養分野）

バングラデシュでは、東南部コックスバザール県にて 2017 年以降実施しているロヒンギャ難民キャンプにおける支援を継続した。難民およびホストコミュニティの地域住民が主体となって水・衛生施設の修繕・維持管理を行ったほか、衛生的な環境が保てるよう水・衛生施設の管理方法や衛生啓発に関する研修を難民およびホストコミュニティ双方に行った。また、女性を対象に気候変動にも配慮した住居の設置・修繕に関する能力強化研修を行った。さらに、世帯生計を一層向上させることを目的に、シェルター修繕に必要な財務管理などに関する能力強化研修も新たに実施した。これらの研修参加者はキャンプ内の住居の修繕や水・衛生施設周辺の環境の改善も行い、女性のエンパワーメントも促進された。

安心・安全な就学と学びの継続（教育分野）

- パキスタンではバロチスタン州におけるアフガニスタン難民およびホストコミュニティの子どもたちのための復学支援事業を実施し、学用品の配布や地域における啓発活動の実施に加え、学校に継続して通学するために支援が必要な子どもがいる世帯に対し、社会保障制度への付託支援を実施した。
- インドでは、北東部ビハール州にて、学校内外のさまざまなリスクから子どもたちが守られ、安心・安全に過ごせる環境をつくることを目的とした事業を継続して実施したが、現地での事業活動許可制限により、2024年9月に事業中止の判断を余儀なくされた。

暴力のない生活（子どもの保護分野）

- バングラデシュ・コックスバザール県のホストコミュニティにおいては、2021年に開始した子どもの保護システム強化のための事業を継続して実施した。地域における子どもの保護に関する啓発活動や、課題の特定・対処を目的とした地域子どもグループおよび子どもの保護委員会の能力強化、行政職員の能力強化、コミュニティセンターの設置などを行った。また、ケースマネジメントの標準業務手順書を作成し、社会福祉省の承認を得て、全国にて使用が開始された。
- 同じくバングラデシュで、上記事業の成果の拡大を目指して、青少年を含む子どもを対象としたコックスバザール県における子どもの保護システム強化事業を新たに開始した。青少年を中心とした新たな子どもの保護に

関するグループを形成、能力強化を実施し、青少年が中心となって地域における子どもの保護に関する啓発活動や地域子どもグループの活動のサポートができるよう支援した。このほか、コミュニティセンターの維持管理、ケースマネジメントの実施組織である県・郡レベルの子ども福祉協議会の運営支援などを行った。

セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）

- アフガニスタンでは、長引く紛争、頻発する干ばつなどの自然災害、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のみならず、2021 年の政変による国内情勢の悪化およびそれに伴う経済危機など、さまざまな要因により生計状態が悪化し、食料の入手が困難で脆弱な状態にある世帯に対し、現金給付を通した食料支援や栄養ケア、子どもの保護に関する啓発活動などを実施した。
- バングラデシュでは、チャットグラム県で青少年の起業・就業支援を継続した。就労に必要なスキル獲得の機会や就労機会が限定的な青少年や女性を対象に、起業・就業に関する啓発活動、バスを活用した移動式研修センターにおけるスキル研修、起業・就業支援などを実施した。特に、環境への負荷を低減させながら経済的に自立できるよう、グリーンジョブにつながる雇用・起業を目指した活動を行った。

b. 中東地域

人生の健全なスタート（保健・栄養分野）

依然として混乱が続くシリア国内において、国内避難民に対する水・衛生支援事業を2023年8月から 2024年5月まで実施した。国内避難民キャンプにおいて水道システムと給水施設の整備と管理体制の強化を実施したことにより、トルコ・シリア大地震後に避難した住民を含む同キャンプ内の全住民計約8,800人に安全かつ十分な水の供給が可能となった。

安心・安全な就学と学びの継続（教育分野）

- シリア隣国のレバノンでは、シリア危機の影響、レバノン経済危機や新型コロナウイルス感染症拡大、加えて2024年9月に発生したイスラエル軍とヒズボラ間の衝突といった複合的危機により、教育システムに負の影響を受け続けて6年目となる。十分な学習機会を受けることができない子どもたちが増えていることから、レバノン北部における、シリア難民およびホストコミュニティの子どものための教育支援事業を 2020 年より継続して実施しており、2024年11月からはシリア難民の子どものための教育支援強化事業を開始した。
- 紛争が続くイエメンでは、南部ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育支援事業を継続実施し、補習授業の実施や地域における教育の重要性に関する啓発活動などを行い、10月から後継事業を開始した。

暴力のない生活（子どもの保護分野）

- 2023年2月に発生したトルコ・シリア大地震に関連し、地震被災地域を対象とした心理社会的支援に係る情報収集・確認調査事業を実施した。

セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）

- 世界最大の難民受け入れ国の一つであるトルコにおいては、長期化するシリア危機、2023年2月のトルコ・シリア大地震および深刻な経済危機の影響を受け脆弱な状態に置かれたシリア難民をはじめとする難民およびホストコミュニティの青少年と女性を対象とし、2023年12 月から2024年10月まで、イスタンブールにおいて生計向上支援および心理社会的支援事業を実施した。12月からは、後継事業としてイスタンブールで同様の事業を開始した。
- イエメンにおいて深刻化する食料危機に対応するため、タイズ県における現金給付を通した食料安全保障改善事業を継続して実施したほか、ラヒジュ県でもキャッシュプラスアプローチを取り入れた食料安全保障改善事業を継続して実施し、期間中5回の現金給付に加えて、養育者などを対象とした乳幼児の栄養指導も実施した。
- パレスチナ・ガザ地区では、2023年10月以降の大規模空爆により、持続可能な農業を通した青少年農家の生計向上事業は引き続き中断を余儀なくされた。一方で、2024年2月から、被災した子どもとその家族の命を守る人道支援事業を開始し、食料や飲料水などの配布に加えて、精神保健・心理社会的支援を実施した。

c. 東欧地域

暴力のない生活（子どもの保護分野）

ウクライナ難民を受け入れているルーマニアでは、ウクライナ難民およびホストコミュニティの子どもたちのための教育および心理社会的支援、子どもと養育者を対象としたいじめ防止の活動、地域社会との結びつきを促進するための社会的結束促進活動などの事業を 2023年3 月から実施し、2024年10月末に完了した。

d. アフリカ地域

人生の健全なスタート（保健・栄養分野）、セーフティネットと回復力のある家族の実現（貧困削減、気候変動分野）

- ウガンダ東部カラモジャ地域では、2023 年に開始した生計向上と母子の栄養指導を通した栄養改善事業を継続しており、2024年からは対象準郡を拡大した。
- マダガスカル南東部ヴァトヴァヴィ地域圏では、2024年3月より、農家と青少年に対する生計向上支援と、地域に根差した子どもの栄養不良の予防・対応能力の強化を通した栄養支援事業を開始した。また、2024年7月より、同地域において青少年のエンパワーメントを通した、生計向上および保健・栄養改善のための事業を開始した。
- ルワンダでは、難民キャンプ近隣と首都近郊にて、2023年11 月より看護師起業家により運営される低コストのプライベートクリニック設立を支援し、安価で利用しやすい基礎保健サービスへの住民のアクセスを向上するための事業を継続しており、首都近郊のクリニックの建設が2024年11月に完了した。

安心・安全な就学と学びの継続（教育分野）

- モザンビークでは、武力紛争が続く北部のカーボ・デルガド州において、復学・学習継続支援および安心・安全な学習環境の整備のための事業を2023年11月から2024年10月末まで実施した。また、ナンプラ州において、復学・学習継続支援活動を2024年4月に完了した。あらゆるリスクに直面する子どもと青少年のレジリエンスを強化するため、新たに同州 3 つの地域において、学校に通えていない、あるいは退学のリスクのある子どもたちの復学・学習継続支援、また、学齢期を越えた青少年に対する生計向上およびライフスキル向上支援を2024年1月から開始した。

暴力のない生活（子どもの保護分野）

- ウガンダ北西部のアルア県・市では、暴力や虐待、ネグレクト、搾取などから子どもを守るための体制を地域に根付かせることを目指した子どもの保護システム強化事業を、2023年3月から継続して展開した。また、2024年7月から、体罰等によらない子育ての普及、子どもの意見表明の促進、子どもの最善の利益のための少年司法サービスの普及を通したコミュニティに根差した子どもの保護システム強化事業を開始した。
- 南スーダンでは、2022 年 10 月から実施している、子どもの保護および性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）に関する予防と対応の強化のための事業を、継続して実施した。

e. 日本国内における緊急人道支援人材能力強化関連の活動

- 国際協力に従事する団体の安全管理能力強化を目的とするネットワークである JaNISS（NGO 安全管理イニシアティブ）の世話人として JaNISS の運営およびアドボカシーに貢献した。
- 「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」の普及促進を目的とする「災害時に子どもを守る最低基準推進ネットワーク」のメンバーおよび認定トレーナーとして、ネットワークの運営および、リーフレットや紹介ビデオなどの普及促進ツール作成に貢献したほか、日本国内の人道支援関係者の人材育成に向けて研修やワークショップを実施した。

f. NGO などの組織運営や事業実施に係る能力強化関連の活動

子どもや若者のための国際協力に携わる 日本の NGO に対し、各団体が国際的な基準に沿った子どもと若者のセーフガーディングの制度を取り入れ、強化するための連続研修やシンポジウムを行った。

B. 国内事業

日本社会において取り残されがちな子どもたちの権利保障を目指して、2022-2024年中期戦略に基づき、子どもの貧困問題解決、防災、地域NPO支援事業を実施した。平時の事業に加えて、2024年能登半島地震および9月奥能登豪雨に対応するために、被害が甚大であった石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市で緊急・復興支援活動を展開した。

a. 子どもの貧困問題の解決

食や育児用品、子どもの学びを支える給付金、多様な体験を提供するプログラムなど、５つの直接支援を実施した。直接支援を通してつながった世帯を対象としたアンケート調査を行い、国や自治体への提言活動を積極的に展開した。また、子ども自身が、子どもの貧困について考えるためのデジタルツールを普及した。

- 中学校・高校の入学に関わる費用の負担軽減を目的として、「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2023～」（全国対象）を実施した。経済的困難に加えて生活上で特定の困難がある、より厳しい状況下の世帯の子どもを対象とし、計 995人（899 世帯）に給付金を提供した。
- 高校への入学と就学、卒業後の進路選択を支えるため、「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～高校生活まなびサポート～」を宮城県石巻市で実施した。2024年に給付が決定した 13 人を加え、合計 53 人に毎月2万円の給付を行った。
- 夏から秋の期間に、子どもたちにさまざまな体験の機会を提供することを目的とし、アート鑑賞や自然体験、職業フェアなどの「子ども体験プログラム」を実施し、計84 人の子どもたちと保護者 24人が参加した。
- 新生児に必要な育児用品を提供する「ハロー！ベビーボックス」を春と秋の年2回実施し、低所得やその他さまざまな困難を抱える妊産婦に提供した。
- 「子どもの食 応援ボックス」を夏休みおよび冬休み期間に実施、計10,009世帯に食料品などを提供した。
- 子ども自身が子どもの貧困問題を知り学ぶことを目的に、デジタルコンテンツ「あなたのミカタ！ 権利がワカルと世界がカワル」を引き続き普及し、出前授業や講演などを行った。
- 直接支援の申請者や利用者へのアンケートを実施し、子育て世帯の生活状況や必要とされている公的支援などを把握した。また、5年ぶりに子どもの貧困に関する大規模な意識調査を実施し、それらの結果を活用し、こども家庭庁や文部科学省、国会議員などに、子どもの貧困政策の拡充を求めて政策提言活動を行った。

b. 国内緊急支援・防災

１．防災

- 子どもを対象とした防災のワークショップやイベントなどで、非常時に必要なものを考えたり、避難所などで役立つものを実際に作るなどして、防災について知る機会を子どもたちに提供した。
- 災害時に子どもの支援を担う支援者、組織、自治体関係者に対し、子ども支援に関する国際基準の各種研修を実施し、年間で計610人が受講した。
- 放課後児童クラブ（学童保育）の防災対応力を強化することを目的に、近年大雨による災害が多い佐賀県と熊本県の学童保育支援員や子どもたちを対象に、災害時の行動を考えるワークショップなどを実施した。また108の学童保育施設に、非常用持ち出し袋、大型救急箱を提供した。
- 災害への備えとして、おもちゃや衛生用品、防犯用品を詰めた緊急子ども用キット 400セットを準備し、連携先の佐賀県、熊本県の学童保育などに保管した。
- 防災や災害時の子ども支援に関する講演および研修を年間で計16回、実施した。

２． 2024年能登半島地震・9月奥能登豪雨緊急復興支援

- 地震発生後の1月3日に初動調査チームを石川県に派遣し、4日から能登地方で緊急支援活動およびニーズ調査を開始した。
- 避難所などで、緊急子ども用キットをはじめ衛生用品や衣料品、室内で遊べる遊具などを提供した。
- 避難所における「こどもひろば」、屋外での「子どもの遊び場」、また自治体が運営する放課後子ども教室のサポ

ートなど、子どもの居場所づくりを実施した。
- 被災した学校や幼稚園、保育園・こども園の運営再開のために必要な備品や設備を支援した。
- 簡易給食の補食として、のべ30,934食を支援した。
- 誰もができる子どものこころのケアである「子どものための心理的応急処置」の情報を提供し、学童保育支援員などを対象に石川県内で研修を8回実施した。
- 7月、災害の影響を受けた子どもたちの地震や復興についての思いや意見を聴くために、アンケート調査を実施した。2,053人の子どもたちが回答した内容を報告書としてまとめ、石川県知事をはじめ自治体関係者、国会議員、関係省庁に提供した。
- 中学校の修学旅行にかかる費用の一部を支援した。
- 11月、小学6年生から高校生世代に対して一人3万円の給付金を提供する「能登子どもサポート給付金」の募集を開始した。（実績は給付認定が完了後の2025年に報告予定）。

c. 地域 NPO 支援

日常的な子どもの権利保障を推進する地域 NPO の活動を支援するために、助成プログラムを実施した。
- 短期助成プログラム「まなび・体験ファンド」を実施した。2024年は、重度障害のある子どもたちが音楽やスポーツを体験する事業、不登校の子どもたちの野外キャンプなど、より体験の機会を得にくい子どもたちへ届ける5事業を採択し、子どもと大人の計1,384人を支援した。
- 複数年にわたって事業と組織基盤強化、子どもの権利保障の環境づくりを支援する助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」を通して、8団体を支援した。また第 3 回公募を行い、3 件の申請を審査会にて採択した。
- 学童保育における防災の取り組み推進を目指し、佐賀県放課後児童クラブ連絡会が実施する学童保育の防災意識・実態の調査と政策提言に関する事業への助成を継続した。

d. 子どものセーフガーディングの啓発

子どもの支援や育成に関わる国内の各種団体およびそのネットワークや関係者に対し、国際的な基準に沿った子どもと若者のセーフガーディングの制度を取り入れ、実践を強化するための啓発と助言を行った。14団体への連続研修（4回）を主催したほか、外部主催のシンポジウムや研修会にて16 回の登壇を行った。

C. アドボカシー

グローバルおよび国内課題に対するアドボカシー活動を通して、国内外の子どもたちが置かれた状況をより根本的、構造的に改善することを目指し、日本政府をはじめとする国際社会が子どもの権利を保障する責任を果たすよう、以下の分野において活動を行った。

a. グローバル政策提言と社会啓発

1．保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）
- 国会議員のエチオピア視察を実施し、「Gaviワクチンアライアンス」および「世界エイズ・結核・マラリア対策基金（グローバルファンド）」が、母子の健康とグローバルヘルス課題の解決や保健システム構築のために果たしてきた役割について理解を深めるとともに、議員との関係性を強化し、政治的サポートの拡大に繋げた。
- 日本国際交流センターと共催で、アフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合テーマ別イベントを開催した。アフリカにおいてユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）を達成するための保健財政強化と、成果を最大化するための連携の在り方について意見交換を行う場を創出することで、グローバルヘルスパートナー間の議論の活性化に貢献した。
- 日本のグローバルヘルス戦略を実施する上で、市民社会の参画と主体性を強化するための政府との意見交換を行った。市民社会の専門性と知識を活用した、さまざまなステークホルダーとの協働による援助効果の向上について、その重要性が政府に認められた。

2．教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）

- 紛争や気候変動などの危機の影響を受けている子どもたちが質の高い教育を受けられるよう、「教育を後回しにはできない基金（Education Cannot Wait/ECW）」に対する日本政府からの継続した拠出に向けて、国会議員の海外視察や市民を対象としたキャンペーンなどのアドボカシー活動を行った。海外視察では、アフリカ開発会議（TICAD）を見据え、エチオピア、ケニアを訪問したほか、ウクライナ避難民支援を実施しているルーマニア、モルドバを訪問し、参加議員による国会内での報告などを実施した。
- 2023年に引き続き、教育協力NGOネットワーク（JNNE）による「SDG4教育キャンペーン」の事務局を担い、紛争下の教育をテーマに啓発キャンペーンを推進した。「ロヒンギャ危機」に焦点を当て、市民向けのセミナー・授業を計4回開催しSNS発信を行うとともに、キャンペーン期間に寄せられた子ども・ユースなどの声を関係省庁や国会議員などに届けた。また、第 4 回教育協力ウィークの一環として、「教育を攻撃から守る国際デー（9 月 9 日）」を記念し紛争下の教育を考えるオンラインイベントを、専門家や現地駐在員と共に実施した。
- これら活動の結果として、日本政府からアフリカ3ヶ国（ブルキナファソ、ナイジェリア、エチオピア）への支援として、ECW に約 4 億円の拠出が決まった。

3.気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映

- セーブ・ザ・チルドレンのグローバル・キャンペーン「ジェネレーション・ホープ」と連動し、日本国内の子ども・ユースを対象として、気候危機と不平等に対して政府に取ってほしいアクションについてメッセージや意見収集を行った。日本で収集されたメッセージ・作品の一部は、国連未来サミットの機会に合わせて制作された報告書「子どもたちの未来のための協定(Children's Pact for the Future)」で世界23ヶ国、1,230人以上の子どもたちのメッセージの中から抜粋・掲載され、世界各国の政策決定者やメディアに向けて発信された。さらに国連気候変動枠組条約第 29 回締約国会議（COP29）が開催されるタイミングで、子ども・ユースからのメッセージを外務省国際局気候変動課に届けた。

b. 国内政策提言と社会啓発

1．子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり

- 子ども関連政策・施策・予算における子どもの権利の視点の反映
 「こども基本法」第 11 条で、社会の一構成員である子どもや若者の声を聴き、その声を反映させていくための取り組みが義務付けられたことを受け、子ども参加に関する自治体職員向け勉強会を開催し、子どもの権利条例の制定プロセスに子どもの声を反映するための取り組みの紹介などを行った。
 子ども参加の取り組みを本格的に始めた自治体が多くある中、自治体職員への子ども参加の知識と事例共有を目的として 先駆的取り組みを行う自治体や海外の事例をまとめた「安心・安全な子ども参加のための実践事例集」を作成し、全国計182自治体への送付を行った他、子どもの権利条約フォーラムで配布、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのウェブサイトの資料集としても公開した。
- 自治体における子どもの権利条例の制定と救済機関の設置の推進

 子どもの権利に根付いた政策・施策が自治体において着実に策定・実施されるよう、子どもの権利条例制定および子どもの権利救済機関設置の推進を目指し、千里金蘭大学吉永省三名誉教授および東京経済大学野村武司教授のアドバイスのもと、条例をすでに制定済みまたは権利救済機関を設置している自治体や専門家を対象に、地域内のステークホルダーの役割や子どもの意見聴取の手法に関するヒアリングを実施した。
- 「子どもの権利条約フォーラム2024」の企画運営を通した子どもの権利の普及・実現の推進

 子どもの権利について、子ども自身や子どもに関わる政策決定者や市民団体、教育関係者やメディアを含め、広く社会全体に向けて理解促進や意見交換のための場を創ることを目的に、「子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京」の事務局を務め、その企画運営に携わった。全国から実行委員会やボランティアを含め、のべ2,316人の参加を得た。
- 子どもメガホンプロジェクト」を通した子どもによる意見表明・政策提言の推進
 子どもの権利について子どもたちが学び、その声を政策決定者や社会に届けることを目的に、「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」内で実施している「子どもメガホンプロジェクト」で、2023年度に実施したアンケートの結果・提言書のとりまとめを行い、同キャンペーンの子どもの権利条約日本批准30周年記念イベントで公表した。また、本アンケート結果・提言書について、こども家庭庁大臣に手交し、子どもメンバーが大臣・こども家庭庁職員と意見交換を行った。

２．教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施

- 2023年12月に公開したウェブサイト「こどものケンリ」にて、アクティビティ教材２種、子どもの権利についての解説動画 4 種を新たにリリースするとともに、イラスト付き子どもの権利条約条文一覧を公開した。これらのコンテンツは、東京都・大阪府・岡山県・宮崎県などの自治体においても活用が開始されている。本ウェブサイトでは、今後も段階的に新たなアクティビティをリリースしていく。
- 子ども・ユース世代や教職員、教育委員会など行政職員、教育・保育に関わる団体・企業関係者などを対象に、子どもの権利をテーマとした授業・研修・講演を計34回実施した。これらの機会を通して、「こどものケンリ」の教材・コンテンツを活用した。
- 文部科学省に対し、「人権教育の指導方法などの在り方について［第三次とりまとめ］補足資料」の改定版発出を求め、意見書を提出した。同補足資料は、2024年6月に発出されている。

３．「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動

2020 年 12 月に公開した特設サイト「おやこのミカタ」のコンテンツを計2回更新した。

c. グローバル・国内横断的な取り組み

子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり

子どもたちが子どもの権利や子どもを取り巻く社会課題を理解するための情報や、子どもが参加できる機会を提供するための子ども向けウェブサイト「あすのコンパス」を公開した。ウェブサイトの制作にあたり、1,000名以上の子どもへのオンラインアンケートと、複数回の個別ヒアリングを実施し、子どもの意見を取り入れた。10月のリリースから12月末までのサイト閲覧数（PV数）は、当初の目標を超える17,640となった。

I. 中期目標達成のために

セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンは前述の中期目標の達成のために、2024 年度下記に取り組んだ。

i. アドボカシー・キャンペーン（Advocate, Campaign and Mobilize）

- 中期計画目標に掲げられている、「子どもたちを取り巻く課題について社会の関心を高め、行動を促し、幅広い市民からの支持と賛同を得るための活動を強化する」を推進するために、セーブ・ザ・チルドレンとセーブ・ザ・チルドレンが取り組む重要課題についての認知を向上し、子どもおよびユースを含む多様な層を巻き込み、市民とともに活動を推進した。
- 日本国内を含む、子どもの権利の推進にかかわる政策提言活動を引き続き強化し、政策に影響を与えられるようグローバルなアドボカシーと国内のアドボカシーに取り組んだ。
- 人道危機に対するアドボカシー活動、特に人道支援に対する日本政府からの増資や、パレスチネ・ガザ地区の停戦への働きかけを、外務省や国会議員に対して実施した。
- 日本国内では 2023 年 4 月にこども基本法が施行され、こども家庭庁が発足したことを受け、こども大綱や個別の法律・計画・施策などの策定・改定において子どもの権利の視点が盛り込まれ、子どもの声を政策に反映する仕組みが作られるよう働きかけた。また子どもの貧困対策について、具体的な施策の提言を行った。
- 子どもの権利を尊重・推進する社会基盤の構築のため、さまざまなステークホルダーと連携し、持続可能な開発目標(SDGs)の達成に向けた取り組み、および企業による子どもの権利の尊重・推進のための「子どもの権利とビジネス原則」の普及・啓発を行った。
- 子ども自身、子どもを取り巻く大人（親・養育者、教員など）、そして政策決定者が子どもの権利を理解し、子どもが権利主体として活動できるようになるために、子どもの権利の啓発を広く行うとともに、学校における子どもの権利教育の推進に取り組み、政策決定プロセスにおける子どもの声を聴く仕組みづくりを働きかけた。

ii. デジタル、データ、イノベーション（Digital and Data/Innovation）

環境変化に対応し、事業の効果効率を高めるため、アンケート調査やチャイルド・セーフガーディングなどに関して、デジタルや技術の活用を推進し、事業活動を強化した。

iii. 持続可能な戦略的パートナーシップ（Strategic Partnership）

a. 恒常的、持続可能な変化をパートナーとともに実現し、大規模な成果をもたらすために、国内の子どもの権利推進においてはネットワーク団体である「広げよう！ 子どもの権利条約キャンペーン」の主要メンバーとして「子どもメガホンプロジェクト」などの活動をリードした。またグローバル課題においては、SDGs市民社会ネットワークをはじめ、グローバルヘルス市民社会ネットワーク、教育協力NGOネットワークなど、多くのネットワークに幹事や事務局として関わり、市民社会の活動を推進した。

b. 国内の助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」「まなび・体験ファンド」を通して地域NPOの事業を支援し、日常における子どもの権利保障を推進した。

c. 貧困、外国人やLGBTQへの偏見・差別、災害時の緊急支援・防災など、日本国内において子どもを取り巻くさまざまな課題について専門性が高い団体との情報交換や勉強会などを通して、事業実施での連携を強化した。

d. 子ども関連施設の防災強化や災害時の子どものこころのケアへの理解促進を目的に、水害の

多い九州地方の放課後児童クラブ（学童保育）との連携を強化・拡大した。

e. 企業との連携を推進するために、国内事業部が実施する体験プログラムへのプロボノ参加や、「子どもの食 応援ボックス」へのボランティアプログラムを実施した。

iv.子どもたちとともに、子どもたちのために（Shift power – 子どもの声）

子どもとともに、子どもたちのために、社会に対して声をあげるための中心的な役割を果たすために、以下の活動を行った。

a. セーブ・ザ・チルドレンにおける子ども・ユースの参加促進・権利啓発活動のプラットフォームを確立し、子どもとの関係構築を進めるための組織横断的なワーキンググループを立ち上げ、議論を行い、ウェブサイトの構築を進めた。

b. 子どもやユースが国内外の課題を理解し、政策提言や発信をするために、ウェブサイトや会議を通した情報提供や、政策決定者に対する政策提言やイベントでの発信などの機会創出を行った。

c. 子どもやユースによる継続的な政策提言活動により、子どもが政府や社会からステークホルダーとして認識され、その声が政策に反映されるようにするための取り組みを強化した。

d. 子ども自身が防災や災害時の子どもの権利について考えるために、子どもを対象とした防災講座やワークシップを実施し、子ども向けの情報発信を行った。

v. 包摂性が高く柔軟な組織運営（Agile and inclusive organization）

a. 安心・成長・変革を実現する組織風土の醸成に向け、管理職が組織効果の最大化を目指してリーダーシップを発揮する仕組みを設ける一方、職場における多様性・公平性・包摂性を推進するための研修や啓発活動を実施した。

b. リスクマネジメントポリシーに基づき、リスク低減施策を講じるため関係部門が検討し、ガイドラインを策定した。また、BCP施策として、発災時における事務所での行動マニュアルや備蓄品の拡充整備を行った。

c. ファイルサーバをクラウドサーバへ移行し、業務効率改善、サーバ環境強化、セキュリティ対策およびBCP対策の強化を行った。事務所内アクセスポイントの刷新などインフラを最新化することによりネットワーク環境改善およびセキュリティ強化を行った。ウェブサーバ脆弱性テストを行い、より一層のセキュリティ対策を強化した。

d. すべての組織の運営において、子どもの権利の視点が担保され、子どもの最善の利益を最優先に意思決定を行うために、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパンの役員やスタッフをはじめ、パートナー関係にある法人や個人が、高い倫理意識と責任観を持って子どもの安全を図り適切に接することができるよう、「子どものセーフガーディング」の取り組みを強化した。特に諸活動におけるリスク削減のための予防措置やスタッフの意識啓発に力を注いだ。

II. 資金基盤の拡大と適切な活用（Grow and optimize resources）

公的資金・企業などの法人・個人など多様なドナーから、計画の実施に必要な資金を調達した。

３．事業一覧

A.　　海外事業

事業分野[2]	事業名	事業期間	実施地域	2024 年裨益者数(人)	主な財源
【アジア地域】					
1. カンボジア					
子どもの保護, 教育(1)	カンボジア・コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業	2022/3/31～2025/6/30	コンポンチャム州カンメア郡	13,044	受託収入（外務省）、寄付金等
保健・栄養(3)	カンボジアにおける栄養不良・消耗症に関する形成研究事業	2023/8/1～2024/5/31	コンポンチャム、コンポンチュナン、およびココン州	0	寄付金等
子どもの保護(1)	コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業	2023/4/1～2025/1/31	ココン州	1,674	寄付金等
教育（1）	カンボジアにおけるインクルーシブ教育のニーズアセスメント事業	2024/11/1～2025/10/31	４州で実施予定	0	寄付金等
2. ラオス					
子どもの保護(1)	コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業	2023/2/1～2025/1/31	ルアンパバーン県	3,433	寄付金等
3. ベトナム					
保健・栄養(3)	北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善事業	2023/3/31～2026/5/31	ソンラ省ソプコプ県、バックイェン県	4,652	受託収入（外務省）、寄付金等
保健・栄養(3)	山岳地域の少数民族を対象とした母子の健康を守るための思春期の性と生殖の健康サービス改善事業	2023/1/1～2025/3/31	イエンバイ省ムー・カン・チャイ県、ヴァン・チャン県	5,825	寄付金等
気候変動(8)	カマウ省・ナムカン県における	2024/11/1～	カマウ省ナムカン県	0	寄付金等

[2] 「事業分野」欄の数字は、定款第 4 条に定める以下の実施事業との対応を示す。
(1) 幼児教育・保育、識字教育、学校教育及び職業訓練教育等の事業
(2) 障がいを負う子どもなどの自立を促進するための事業
(3) 衛生、栄養及び育児等に関する指導と支援事業
(4) 生活環境の改善及び地域経済の自立的発展を推進する事業
(5) 医療上の援助及び食料、学用品などを配布する事業
(6) 家庭を失った子どもなどに対する保護及び援助事業
(7) 国連「子どもの権利条約」を普及する事業
(8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

	気候変動に強い沿岸コミュニティ作りに向けた啓発・調査・カーボンクレジット認証事業	2025/9/30			
4. インドネシア					
子どもの貧困, 教育, 気候変動 (1,4,6,8)	インドネシア・スマトラ島における森林コミュニティの持続可能な生計と子どもの教育保護の推進に向けたWWFとの連携協力パイロット事業	2023/11/1～2025/4/30	リアウ州クアンタン・シンギンギ県	673	寄付金等
5. モンゴル					
教育(1, 2)	モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業	2021/3/30～2024/3/29	ウランバートル市、ウブルハンガイ県、ホブド県	5,927	受託収入（外務省）、寄付金等
保健・栄養, 教育(1, 2)	モンゴルにおける包括的・包摂的な乳幼児の発達支援の推進事業	2024/3/30～2027/3/29	ウランバートル市、セレンゲ県、バヤンホンゴル県	21,863	受託収入（外務省）、寄付金等
教育, 子どもの保護(1, 2)	学校をベースとした子ども保護メカニズム強化事業	2023/1/1～2025/12/31	ウランバートル市、ホブド県、ゴビアルタイ県	557,696	寄付金等
教育(1, 2)	モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業	2022/9/1～2026/2/28	ウランバートル市ほか	29,191	受託収入（教育のためのグローバル・パートナーシップ）、寄付金等
子どもの貧困 (1, 4)	モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成事業	2019/11/12～2025/6/30	ウブルハンガイ県、ゴビスンバル県、ザブハン県、スフバートル県、ホブド県	8,773	受託収入（世界銀行）、寄付金等
子どもの保護 (6)	女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業	2021/5/15～2024/5/14	ウランバートル市	30,659	受託収入（国連女性に対する暴力撤廃信託基金）、寄付金等
気候変動, 教育(1, 8)	モンゴルにおける子どものための植林（My Forest Child）事業	2024/8/1～2027/7/31	ウランバートル市	1,312	寄付金等
緊急・人道支援（3, 4, 5, 8）	ゾド寒雪害緊急支援事業	2024/2/4～2024/5/4	スフバートル県、ウブス県、ウブルハンガイ県、その他	2,418	寄付金等
6. バングラデシュ					

子どもの保護 (6)	コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業	2021/3/31～ 2024/5/31	コックスバザール県	19,987	受託収入（外務省）、寄付金等
子どもの貧困 (1,4)	バングラデシュにおける青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業	2022/1/1～ 2025/12/31	チャットグラム県	879	寄付金等
緊急・人道支援 (3,4)	バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプおよびホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善促進事業（第 2 期）	2023/9/1～ 2024/6/30	コックスバザール県	17,579	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援 (3,4)	バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプおよびホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善促進事業（第 3 期）	2024/10/11 ～2025/9/10	コックスバザール県	16,060	受託収入（JPF）、寄付金等
子どもの保護 (6)	青少年を含む子どもを対象としたコックスバザール県における子どもの保護システム強化事業	2024/1/1～ 2026/12/31	コックスバザール県	3308	寄付金等
7. インド					
教育・子どもの保護（1, 6)	Increased preparedness for continued safe & secure education in schools	2021/6/1～ 2024/9/30	ビハール州	0	寄付金等
8. パキスタン					
教育（1）	パキスタン・バロチスタン州におけるアフガニスタン難民およびホストコミュニティの子どもたちのための復学支援事業	2023/3/1～ 2024/3/31	バロチスタン州	4,062	寄付金等
【中東地域】					
1. レバノン					
緊急・人道支援（教育, 子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための教育支援強化事業	2023/9/1～ 2024/8/31	北レバノン県	534	受託収入（JPF）、寄付金等

緊急・人道支援（教育, 子どもの保護）(1)	レバノン北部におけるシリア難民の子どものための教育支援強化事業	2024/11/8～2025/11/7	北レバノン県	0	受託収入（JPF）、寄付金等
2. シリア					
緊急・人道支援（3)	シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける水・衛生環境改善事業	2023/8/16～2024/5/15	イドリブ県	8,797	受託収入（JPF）、寄付金等
3. トルコ					
緊急・人道支援(6,8)	トルコ国地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査	2023/6/27～2024/9/30	ガジアンテップ 県、マラティヤ県、ハタイ県、カフラマンマラシュ県、アドゥヤマン県	131	受託収入（JICA）、寄付金等
緊急・人道支援(1,4)	トルコ・イスタンブールにおける脆弱な状態に置かれたシリア難民およびホストコミュニティの青少年と女性を対象としたレジリエンス向上のための生計支援および心理社会的支援	2023/12/1～2024/10/15	イスタンブール	135	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援(1,4)	トルコ・イスタンブールにおける地域のキャパシティ強化を通した脆弱な状態に置かれた難民およびホストコミュニティの青少年の生計向上支援および心理社会的支援事業	2024/12/1～2025/11/30	イスタンブール	0	受託収入（JPF）、寄付金等
4. イエメン					
緊急・人道支援(3,5)	イエメン・タイズ県における現金給付を通した食料安全保障改善事業	2022/12/1～2024/1/31	タイズ県	0	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援(1)	イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育支援事業	2023/9/24～2024/4/23	ラヒジュ県	1,481	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援(3,5)	イエメン・ラヒジュ県における現金給付と栄養支援を通した食料安全保障改善事業	2023/9/20～2024/5/20	ラヒジュ県	2,842	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援(1)	イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでの質の高い教育継続支援事業	2024/10/20～2025/7/19	ラヒジュ県	0	寄付金等

5. パレスチナ					
子どもの貧困(1,4)	ガザ地区における持続可能な農業の実践を通した青少年の生計向上支援事業	2023/3/31～2026/3/30 ※紛争につき停止中	ガザ地区	0	受託収入（外務省）、寄付金等
緊急・人道支援(5,6)	ガザ地区・被災した子どもとその家族の命を守る人道支援事業	2024/2/1～2025/1/31	ガザ地区	26,800	受託収入（JPF）、寄付金等
【東欧地域】					
1．ルーマニア					
緊急・人道支援（教育・子どもの保護）(1,5, 6)	ルーマニア・コンスタンツァ県におけるウクライナ難民およびホストコミュニティの子どもたちのための教育および心理社会的支援事業	2023/11/20～2024/10/31	コンスタンツァ県	3,188	寄付金等
【アフリカ地域】					
1. ウガンダ					
保健・栄養(3)	ウガンダ東部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通した栄養改善事業	2023/3/17～2026/7/31	モロト県	15,720	受託収入（外務省）、寄付金等
子どもの保護(6)	ウガンダ・アルア県における子どもの保護強化支援事業	2023/3/31～2026/6/2	アルア県アルア市	8,105	受託収入（外務省）、寄付金等
子どもの保護(6)	ウガンダ・アルア県アルア市における子どもの保護システム強化のための体罰等によらない子育て、子ども参加および少年司法事業	2024/7/1～2026/6/30	アルア県アルア市	2,048	寄付金等
2. ルワンダ					
保健・栄養(3)	ルワンダにおける低コスト・プライベートクリニックのモデルづくりを通した保健医療サービスへのアクセス向上パイロット事業	2023/11/1～2025/12/31	キレヘ県、カモニ県	0	寄付金等
3. マダガスカル					
保健・栄養(3)	マダガスカル南東部における栄養改善事業	2024/3/31～2027/3/30	マナンジャリー県、ヌシヴァリカ県	9,673	受託収入（外務省）、寄付金等
子どもの貧困(1, 4)	マダガスカルにおける青少年のエンパワーメントを通した貧	2024/7/1～2027/6/30	マナンジャリー県、ヌシヴァリカ県	14,717	寄付金等

	困・栄養改善事業				
4. 南スーダン					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業（第 2 期）	2023/10/1～2024/9/30	中央エクアトリア州	9,214	受託収入（JPF）、寄付金等
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業（第 3 期）	2024/12/1～2025/11/30	中央エクアトリア州	163	受託収入（JPF）、寄付金等
5. モザンビーク					
緊急・人道支援（教育）(1)	モザンビーク・ナンプラ州における国内避難民とホストコミュニティの青少年を対象にした復学および学習継続支援事業	2022/11/1～2024/4/30	ナンプラ州	4,127	寄付金等
緊急・人道支援（教育）(1)	カーボ・デルガド州における国内避難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための学習支援事業（第2期）	2023/11/1～2024/10/31	カーボ・デルガド州	15,397	寄付金等
【日本国内における緊急人道支援人材能力強化関連の活動					
緊急・人道支援（子どもの保護）(6)	「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」普及促進事業	2021/1/1～2024/12/31	日本国内	249	寄付金等

B. 国内事業

事業分野・事業名	**事業期間**	**実施地域**	**2024 年裨益者数（人）**	**主な財源**
子どもの貧困問題の解決 (1, 4, 6, 7)	2016/1/1～（継続）	宮城県石巻市、および全国	子ども：16,396 大人：12,439	寄付金等
緊急支援・防災（災害リスク軽減） (1,6,7)				
防災(災害リスク軽減)・災害時における心理社会的支援の普及・啓発	2019/1/1～（継続）	全国	子ども：3,726 大人：2,155	寄付金等
2024年1月能登半島地震・9月奥能登豪雨緊急・復興支援	2024/1/1～（継続）	石川県七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市など	子ども：4,504 大人：5,449	寄付金等
地域 NPO 支援 (1, 4, 6, 7)	2022/4/1～（継続）	全国	子ども：5,277 大人：6,834	寄付金等

子どものセーフガーディング啓発(6)	通年	全国	大人：1,193	寄付金等

C. アドボカシー

事業分野	事業名	事業期間	実地地域	2024 年裨益者数（人）*	主な財源
グローバル政策提言と社会啓発					
アドボカシー（3, 5）	保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）	通年（継続）	日本国内	90	受託収入（財団）
アドボカシー（1）	教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）	通年（継続）	日本国内	39,072	受託収入（財団）、寄付金等
アドボカシー（4,7）	気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映	通年（継続）	日本国内	535	寄付金等
国内政策提言と社会啓発					
アドボカシー（7）	子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり	通年（継続）	日本国内	2,227	寄付金等
アドボカシー（1,7）	教員による「子どもの権利」への 理解促進と子どもの権利に関する授業の実施	通年（継続）	日本国内	5,767	寄付金等
アドボカシー（1,7）	「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動	通年（継続）	日本国内	133,324	寄付金等
グローバル・国内横断的な取り組み					
アドボカシー（7）	子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり	通年（継続）	日本国内	17,640	寄付金等
アドボカシー（3, 5）	保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）	通年（継続）	日本国内	90	受託収入（財団）
アドボカシー（1）	教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）	通年（継続）	日本国内	39,072	受託収入（財団）、寄付金等
アドボカシー（4,7）	気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映	通年（継続）	日本国内	535	寄付金等
国内政策提言と社会啓発					

アドボカシー（7）	子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり	通年（継続）	日本国内	2,227	寄付金等
アドボカシー（1,7）	教員による「子どもの権利」への 理解促進と子どもの権利に関する授業の実施	通年（継続）	日本国内	5,767	寄付金等
アドボカシー（1,7）	「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動	通年（継続）	日本国内	133,324	寄付金等
グローバル・国内横断的な取り組み					
アドボカシー（7）	子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり	通年（継続）	日本国内	17,640	寄付金等

*ここでいう裨益者数は、関連するワークショップやイベントに参加したり、資料やウェブサイトにより情報を受け取ったりなど、啓発活動の対象となった子どもや大人の数を表す。

４．事業詳細

A. 海外事業

i. アジア地域

a. カンボジア

1．カンボジア・コンポンチャム州の学校における子どもに対する暴力削減事業

［目的］コンポンチャム州カンメア郡の 43 の公立小学校において、学校における子どもに対する暴力が削減され、全ての子どもたちにとって、安全でインクルーシブな学習環境が整備される。

［事業内容］

- 暴力の予防に向けた取り組みとして、各学校にて、生徒が中心となり策定した「子どもにやさしい学校行動計画」の実践や振り返りを継続した。また、コミュニティに対する啓発イベントを実施し、保護者や地域住民を含む5,049人が参加した。
- 暴力の報告メカニズムの強化のため、各学校で子どもの保護フォーカルポイントを務める97人へ研修を提供し、報告への対応力を強化した。また、5校に相談室を設置し、子どもたちが相談しやすい環境を整備した。
- I Support My Friends（ISMF）の研修教材をクメール語に翻訳した。講師育成研修を実施した後、生徒会メンバー1,104人に研修を提供し、生徒会メンバーが友人をサポートするスキルを強化した。
- 学校と地域の子どもの保護メカニズムの調整の仕組みを改善するため、学校と地域関係者109人が参加する会議の支援を行った。
- 州・郡の教育局などに対する、子どもに対する暴力撤廃・ジェンダー平等に関するリソース確保のための支援を行った。

2．カンボジアにおける栄養不良・消耗症に関する形成研究事業

［目的］カンボジア国において子どもの消耗症（重度の栄養不良）の割合が 10 年間改善しなかった要因を探り、研究結果に基づく栄養事業を立案する。

［事業内容］

- カンボジアの3州にて、5歳未満の子どもがいる養育者、保健センター職員などにグループや個別インタビューを行い、調査プロトコルに従ってデータを収集、分析した。乳幼児の栄養に関する不適切な実践、母親への過度な育児負担、栄養価の高い作物へのアクセス不足など、栄養不良につながる要因を明らかにした。研究結果に基づき、栄養事業を立案した。

3．コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業（Seeds）

［目的］本事業では、地域コミュニティが主体となって子どもを守る取り組みを実施する。子どもに対する暴力や子どもの安全を脅かすリスクに対処するための行動計画を策定し、その実施と進捗状況の追跡を通して、持続可能な子どもの保護活動を確立することを目的としている。

［事業内容］

- 事業スタッフのサポートを受けて、住民から選ばれたコミュニティ・ファシリテーターが中心となり、住民との対話や集会を通して地域に存在する子どもに対する暴力や安全上のリスクを特定し、子どもを守るための行動計画を策定した。
- 住民が協力して行動計画を実行し、子どもを守る取り組みが地域主導で行われた。

4. カンボジアにおけるインクルーシブ教育のニーズアセスメント事業

[目的] カンボジアの４州8郡において、①小中学校に通っていない子どもの状況分析、②障害のある子どもたちの教育へのアクセスおよび参加の課題・ニーズの分析を行い、インクルーシブ教育推進・強化のための事業立案につなげる。

［事業内容］
- 調査開始にあたり、教育青少年スポーツ省や関連国際機関との調整を行った。

b. ラオス

1．コミュニティ主導の子どもの保護メカニズムパイロット事業（Seeds）

［目的］本事業では、地域コミュニティが主体となって子どもを守る取り組みを実施する。子どもに対する暴力や子どもの安全を脅かすリスクに対処するための行動計画を策定し、その実施と進捗状況の追跡を通して、持続可能な子どもの保護活動を確立することを目的としている。

［事業内容］
- 事業スタッフのサポートを受けて、住民から選ばれたコミュニティ・ファシリテーターが中心となり、住民との対話や集会を通して地域に存在する子どもに対する暴力や安全上のリスクを特定し、子どもを守るための行動計画を策定した。
- 住民が協力して行動計画を実行し、子どもを守る取り組みが地域主導で行われた。

c. ベトナム

1．北部山岳地域における少数民族の子どもの栄養改善事業

［目的］ソンラ省バックイェン県およびソプコプ県においてジェンダーに配慮した農業生産を通した世帯内での収入と食料供給の向上、また栄養指導による母子の栄養改善を通して、少数民族の生計が向上する。

［事業内容］
- 設立した生産者グループの指導者に対する研修（作物や家畜の生産、グループのマネジメント、販売促進にかかる交渉スキルなど）を実施した。
- 事業に参加している農家に対し、家畜飼育、たい肥作り、野菜栽培に関する研修を実施した。
- 村の妊産婦やその家族に対して栄養指導を行う保健医療関係者に対する研修を実施した。

2．山岳地域の少数民族を対象とした母子の健康を守るための思春期の性と生殖の健康サービス改善事業

［目的］ベトナムの都市部へのアクセスが制限される地域の少数民族を対象に、思春期の子ども（15～19歳）に対する「性と生殖に関する健康」サービスの質とアクセスを向上することで、早すぎる結婚・妊娠・出産を予防し、母子の健康を守る。

［事業内容］
- ASRH（青少年の性と生殖に関する健康）に関する中高など学校での啓発のため、生徒クラブを設立、また、同クラブの生徒や研修を受けた教員により、対象生徒向けの学校での啓発イベントの開催や定期的な生徒クラブでの劇やクイズなど、研修資料を活用した啓発活動を行った。
- 思春期の子どもの両親や養育者には、保護者クラブを設立し、保健医療施設のスタッフの指導の下、啓発活動が行われ、コミュニティ全体の意識向上と行動変容につなげた。
- 対象の保健医療施設ではASRHに関する相談窓口を設置し、思春期の子ども向けにASRHに関する情報提供や相談の受付を行った。相談窓口では必要に応じてフォローアップを行い、また、深刻なケースの場合、高次の医療施設につなげるリファーラルシステムと指導体制を構築した。

3．カマウ省・ナムカン県における気候変動に強い沿岸コミュニティ作りに向けた啓発・調査・カーボンクレジット認証事業

［目的］１）子どもを含む地域コミュニティと零細なエビ養殖業者の、気候変動や生計に関する意識向上、および２）マングローブ林の再生と持続的な維持管理によるカーボンクレジット事業としての認証と実施に向けた基盤強化支援。

［事業内容］

- フィージビリティ：ベトナム政府政策文書、マングローブ林の植生状況（減少状態）、カーボン基準の評価などを踏まえた事業の枠組みの実現可能性の検討を実施する
- 設計（Design）：省政府からコミュニティの人々（子ども含む）までのコンサルテーション、カーボンクレジットに関するフィールドレベルでの技術面での情報収集を実施する
- 認証（Validation）：認証機関による上記事業設計の認証と省政府など、関係機関との合意を目指す。

d. インドネシア

1．インドネシア・スマトラ島における森林コミュニティの持続可能な生計と子どもの教育保護の推進に向けたWWFとの連携協力パイロット事業

［目的］森林破壊が進む地域で、融合型介入モデル（生計向上、教育、子ども保護）の構築を通して、生物多様性の保全、子どもの権利推進、および持続可能な開発を目指す。

［事業内容］

- 「持続可能な開発のための教育プログラム」の展開：環境保護や資源の持続可能な利用について教職員向けの研修を実施した。また、教室学習に加え、校外体験学習を通して生徒が主体的に学べる機会を提供した。
- 虐待やいじめ問題への対応：教職員研修を通し、いじめや虐待への対策能力向上を図った。また、コミュニティや学校現場での子どもの保護のケースマネジメント能力を強化を行った。
- 持続可能な生計支援：地域住民の持続可能な生計向上を目指し、行政やコミュニティ指導者、農家、女性代表、教師などを対象に研修を実施した。また、金融リテラシー教育や小規模農家支援を通し、女性の経済的自立を支援した。

e. モンゴル

1．モンゴルにおける義務教育期間を通した切れ目のないインクルーシブ教育推進事業

［目的］ウランバートル市 3 地区とウブルハンガイ県、およびホブド県において、特別な支援が必要な子どもが義務教育期間である 9 年間を通して、切れ目のない支援を受けられるようインクルーシブ教育体制を強化する。

［事業内容］

- 進学支援や中学校でのインクルーシブ教育の実践について研修を受けた教職員は、各学校で実践計画を作成・遂行した。学習の遅れがある子どもたちへの補習授業、生徒主導で5年生と中学生の交流活動を実施した。
- モンゴル国立教育大学および名古屋大学と連携し、田中ビネー知能検査モンゴル版の検査者養成研修を実施した。
- 市民社会組織や子どもの保護に関わる行政組織との連携を強化し、インクルーシブ教育の理解向上や、障害のある子どもたちの発達や学習支援の方法などを議論するイベント、およびメディアを通した啓発活動を実施した。
- 現場での実践を支援するインクルーシブ教育メンターシップ委員会を設立した。また、モデル校16校の近隣校をパートナー校として選定し、事業活動の普及や学び合いの活動を行った。
- 教育一般法・就学前および一般教育法の改正を受け、個別指導計画に関する省令の改定に向けた議論を行った。
- 包括的・包摂的な乳幼児の発達支援の推進事業

2．モンゴルにおける包括的・包摂的な乳幼児の発達支援の推進事業

［目的］地域の公的な・地方行政が法整備サービス提供者（保健センター、支部委員会、幼稚園など）が包括的・包摂的な乳幼児の発達支援を推進する基礎を築く。包括的・包摂的な乳幼児の発達支援を支える国レベルの取り組みが本格的に開始される。

［事業内容］

- 家庭保健センターが乳幼児健診を適切に行うため、健診実施の手順や、子どもの発達に関する知識や保護者への助言の提供について研修した。また、家庭保健センターのバリアフリー化工事や乳幼児健診に必要な資機材の供与を行い、保健センターが健診を実施するための基盤を整えた。
- 障害のある子どもたちを適切な医療・教育・福祉サービスに照会する役割をもつ支部委員会に対して、業務を遂行するうえで必要な知識を習得するための研修を実施した。また、支部委員会、保健センター、幼稚園の連携強化のための定期的な会議を行った。
- 特別な支援を必要とする子どもに配慮した幼稚園の環境整備および支援提供方法や、当該取り組みをリードする園内委員会の運営方法について研修した。幼稚園のバリアフリー化工事と子ども発達支援教室設置のための資機材を供与した。東京都杉並区済美教育センター指導教授 月森久江氏がモンゴルを訪問し、子どもの発達や支援方法について演習、助言を行った。
- 乳幼児健診や就学前教育を通した早期発見・介入の重要性や、0-5歳の子どもの発達を促す関わりに関する保護者の理解を高めるため、ワークショップやメディアを通した啓発活動を行った。
- 政策決定者や関連機関代表との会合を持ち、事業の運営・持続性に関して協議した。

3．学校をベースとした子ども保護メカニズム強化事業

［目的］学校コミュニティにおける児童虐待・暴力などの子どもの保護課題の予防・早期介入・対応のメカニズムを強化するため、学校関係者、多分野連携チーム（MDT）、保護者などの関係者の能力強化、子どもへの啓発活動を通したレジリエンス強化を目指す。

［事業内容］

- 子ども保護に関する学校教職員の知識、技能、態度の向上を目的とした研修を教員　1,484人に実施し、学校コミュニティにおける児童虐待の予防、早期発見、対応サービスに対する理解と実践が強化された。
- 保護者の子育て支援に密接に関わる 教師に対して、暴力のない健全な子育てを推進する研修を行い、8,764 人の保護者に影響を与えた。
- 青少年向け研修プログラム「I support my friend」を対象校14校で実施した。計230人の教職員や行政職員がファシリテーター研修を受講し、1,850人の生徒に対して、協力的で共感的な文化を育て、ウェルビーイング向上のために仲間同士でサポートし合うことの重要性を伝えた。
- ソーシャルメディアや対象校をベースとした啓発活動を支援し、計557,696人に対して子どもの保護課題の予防のメッセージを発信した。

4．モンゴルにおけるインクルーシブ・アプローチを用いた教育の質およびアクセス改善事業

［目的］事業対象地において、障害のある子どもを支援する普通学校教職員の能力を高め、学校給食の準備・提供能力を向上するとともに、生徒の学習成果を向上するためのオンラインプラットフォームを活用した学習モデルを構築する。

［事業内容］

モンゴル教育科学省による以下の事業活動実施を技術面・運営面でサポートした。

- 対象校におけるインクルーシブ教育実施に向けて、教職員、保護者の能力強化研修を実施し、普通学級の子どもたちが障害のあるクラスメートとの関わり方を学ぶ活動も実施した。
- 学校給食の準備・提供に取り組む栄養士を大学のコースを通して育成した。また、農村部の公立学校の寄宿生を対象とした、健康と栄養に関する課外学習プログラムを試験的に実施した。
- 対象校にeラーニングを可能とする教室を整備した。また、包摂的で生徒の成長を促すeラーニングの活用法について、教職員に研修した。さらに現職教員研修でのeラーニングプラットフォーム活用のため、教職員にノートパソコンを提供した。

5. モンゴル地方遠隔地における最も脆弱な青少年を対象とした実践型アントレプレナーシップ教育社会情動的スキル（ESEL)養成事業

[目的] 地方 5 県の最貧困村 25 村に暮らす 6,000 人の若者（15～24 歳）を対象に、起業やビジネスに関心をもってもらうための、実践型・起業家育成プログラムの開発と導入、さらには、ビジネス・アイディアの実践として小口の資金融資を提供することで、今後地方社会をけん引する人材の素地を育て、中長期的な観点から貧困削減や失業率の低下に貢献する。

[事業内容]

- 地方 5 県・39 ヶ所の学校と 25 ヶ所の生涯学習センターで「実践型アントレプレナーシップ教育・社会情動的スキル養成コース（ESEL）」が実施され、これまでに累計8,773 人の子どもと青少年が受講した。
- プログラム参加者が自らの策定したプロジェクトの助成金獲得を目指して挑むピッチイベントを開催し、さらに助成金獲得チームによるアイディア・経験共有イベントが開催され、これまでに360のサブグラント・プロジェクトが採択された。
- 事業のエンドライン調査が実施され、調査報告書の初稿をレビュー中。また、裨益者満足度調査報告書も作成し、最終確認作業を実施した。
- 事業の持続可能性について、事業関係者を交えて協議し、「持続可能性に向けたロードマップ報告書」のドラフトを作成した。

6. 女子を対象とした暴力や搾取からの保護事業

[目的] モンゴルの首都ウランバートル市に暮らす低所得層の 12～18 歳の女子を対象に、新型コロナウイルス感染症対策に伴う自宅待機などの影響で増加傾向にある暴力や搾取のリスクや被害から守ることを目的に、保健や教育、また保護サービスの拡充と、ピアサポートの促進を目指す。

[事業内容]

- 専門家の能力強化を目的に、性的虐待や搾取の被害者支援に纏わる教材（11 の研修モジュール）の研修を 334 人を対象に行った。各モジュールのトピックは、子どもの保護に関する知識の提供から、子ども保護支援の現場に携わる福祉援助者のセルフケア、二次的トラウマティックストレスや代理トラウマ（vicarious trauma）の予防対策にいたるまで、さまざまなトピックを含む内容となった。
- 当事者参加型の啓発活動を実施し、ジェンダー平等、オンラインセクシュアルハラスメントやネットいじめの防止、またセルフケアやピアサポート推進のための活動を行った。計25,834人の生徒と、1,112人の教職員、また3,318人の保護者・養育者、生徒が本活動に参加した。
- メディアを用いた啓発活動では女子、保護者・養育者、ソーシャルワーカーや心理カウンセラーなどのサービス提供者を対象とし、ポスター31 枚、ビデオ 10 本などを配信し、計6,622,854のビューを集めた。
- 事業対象地の現場で活躍する25の多職種専門家チーム（Multi-disciplinary Team :MDT）に対してケースマネジメントなどに関する能力強化研修を実施し、計302人が受講した。
- 労働・社会保護省と協力して、子どもの保護セクターの主要なプログラムの評価活動を行い、より効果的で効率の良いプログラム実施への提言を行った。

7. モンゴルにおける子どものための植林（My Forest Child）事業

[目的] 本プロジェクトは、二酸化炭素排出量削減と、首都ウランバートル・ナライハ地区の砂漠化対策を目的に、植林活動を実施する。また、子どもや若者への気候変動教育を通して、地域住民が気候変動への耐性を高め、適応策に関する知識を深めることを目指す。

[事業内容]

- プロジェクトサイト特定と実現可能性調査：政府行政や専門家と協力して植林地を選定し、気候変動の脆弱性や植生条件の調査を行い、適地を決定した。
- 植林地の準備（インフラ整備）：土地選定後、電気配線や井戸掘り、フェンス設置、貯水タンク設置など必要なインフラ整備に向け対応中。

- 2025年度以降は、苗木育成用ナーサリーの設立や、子どもとの植林活動、植林に関するトレーニング、森林管理グループの設立と研修などを実施予定。

8．モンゴルにおけるゾド寒雪害緊急支援事業

[目的] 「ゾド」と呼ばれる寒雪害が、多くの遊牧民の生計手段である家畜に影響を及ぼす可能性がある、または既に被害が発生している地域において、緊急支援を提供する。

[事業内容]

- ゾドの被害を受けた、または受けている遊牧民世帯の子どもたちが、親元を離れて生活する18の学校寮施設の関係者41人を対象に、心理的応急措置に関する研修を実施する。
- ゾドの被害を最も多く受けた31の遊牧民世帯に対して、家畜の再補充を目的に、計571頭の羊を提供した。
- また、ゾドの被害を最も多く受けた360の遊牧民世帯に対して、現金給付の支援を行った（各世帯に対して 147米ドル相当の現金を給付）。ゾド被害を受けた遊牧民世帯は、給付された現金を食料の購入や医療サービスへのアクセスといった、基本的ニーズを満たすために活用することができた。

f. バングラデシュ

1．コックスバザール県における子どもの保護システム強化事業

［目的］ 事業対象地域において、地域および行政の子どもの保護の課題に対応する仕組み・能力が強化され、子どもたちが保護に関する支援を受けられる体制が整備される。また、国・県レベルでの政策提言活動を通して、事業が他地域にも応用されるべきものとして認識される。

［事業内容］

- 57の地域子どもグループ、49の地域子どもの保護委員会の活動支援を行ったほか、コミュニティセンター4ヶ所を設置し、2023年に設置した11ヶ所と合わせて椅子や机などの備品を配布した。また、地域グループの活動を通して、地域住民レベルで子どもの保護システムが機能するように支援した。さらに、地域住民27,096人に対して、子どもの権利や子どもの保護に関する啓発活動を実施した。
- 2023年に最終化した社会福祉職員の研修パッケージを用いて、研修実施者向け研修を開催した。
- 社会福祉局、地方行政機関、地域の代表、NGO、その他の支援実施機関などで構成された子どもの保護に関するプラットフォームを立ち上げ、運営委員会を組織し、行動計画や情報収集・共有方法などについて議論を行った。
- 県地方行政局長、ユニオンレベルの地方行政機関の書記官らと事業実施地域の子どもの保護システムの予算を確保するための政策提言会合を実施した。

2．バングラデシュにおける青少年のレジリエンス強化および起業・就業スキル向上支援事業

［目的］ 就労機会を拡大するために必要な知識とスキルによって、青少年のレジリエンスを強化する。

［事業内容］

- 地域に暮らす青少年、地域住民 751人に対して、起業・就業に関する啓発活動を実施した。
- 自宅から遠方に一人で外出することが難しい青少年、特に女性を考慮して、バスを活用した移動式研修センターでのスキル研修を198人に実施した。
- 研修を修了した青少年を対象に、企業とのマッチングやメンタリングなどの起業・就業のための支援を行った。この結果、59人が起業し、68人が民間企業に就職できた。
- 研修を修了した青少年のうち、フリーランスで起業・就業を目指す青少年70人にキャリアカウンセリングや、パソコンなどを設置した就業環境を提供したほか、特に起業家向けにネット販売や SNS を利用したマーケティング支援を行った。

- 青少年のインターンシップの受け入れ強化を目指し民間企業の特定、連携強化を行い、新たに2つの外部機関とパートナーシップを結んだ。また、政府機関が提供する職業訓練や17の金融機関からの金融サービスと就業・起業を目指す青少年を繋げた。

3. バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプおよびホストコミュニティホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善促進事業（第2期）

［目的］ 避難民キャンプとホストコミュニティの水・衛生環境、居住環境が改善されるほか、地域住民の能力強化を通して地域住民が主体となった生活環境の改善・維持がなされる。

［事業内容］

- 4つのミャンマー避難民キャンプ（キャンプ17、20、25、27）において、トイレ、水浴び場、給水施設の修繕、維持管理を行った。
- 難民とホストコミュニティからなるボランティアが中心となり、地域住民に対して、正しい衛生習慣獲得のための啓発セッションを14,972人に実施した。また、ホストコミュニティの学校の生徒1,010人にも、衛生啓発セッションを実施した。
- 同4つのミャンマー避難民キャンプにおいて、ボランティア、地域の青少年が中心となって、地域住民への定期的な清掃キャンペーンおよびキャンプ内の清掃を定期的に行った。また、ごみの分別が適切に管理できるよう分別施設を設置した。
- キャンプ17にて、ミャンマー避難民の女性40人、男性20人に対して、気候変動の観点も取り入れたシェルターの設置・修繕管理に関する研修を実施した。また、研修に参加した避難民の女性が中心となって97ヶ所のシェルターの修繕および水・衛生施設周辺の環境の改善を行った。

4. バングラデシュ・コックスバザール県のミャンマー避難民キャンプおよびホストコミュニティホストコミュニティにおける地域住民を主体とした生活環境改善促進事業（第 3 期）

［目的］ コックスバザール県の避難民キャンプ4ヶ所およびHCにおいて、地域住民主体の活動によって水・衛生、居住環境が改善される。

［事業内容］

- 4つのミャンマー避難民キャンプ（キャンプ 17、20、25、27）において、トイレ、水浴び場、給水施設の修繕、維持管理を継続して実施した。
- 難民とホストコミュニティからなるボランティアが中心となり、地域住民に対して、正しい衛生習慣獲得のための啓発セッションを5,327人に実施した。
- 同4つのミャンマー避難民キャンプにおいて、ボランティア、地域の青少年が中心となって、世帯で発生するごみの回収・運搬や、地域住民への定期的な清掃キャンペーン、キャンプ内の清掃を定期的に行った。

5. 青少年を含む子どもを対象としたコックスバザール県における子どもの保護システム強化事業

［目的］ コックスバザール県コックスバザールサダール郡およびイードガウ郡において、青少年を含む子どもたちが、暴力、虐待、搾取、ネグレクトなどの子どもの保護のリスクから守られる。

［事業内容］

- 青少年が主体的に地域子どもグループの活動の支援や地域の啓発活動が行えるようになることを目的に、コックスバザールサダール郡とイードガウ郡において、青少年で構成されたチェンジ・メーカーを24人選出した。
- 同チェンジ・メーカーに、子どもの保護に関する基本的な知識、ライフスキル、アドボカシースキルなどの能力強化を行い、地域に暮らす住民に対してチェンジ・メーカーが中心となって啓発活動を行った。
- 12-17歳の子どもたちで構成される地域子どもグループを36グループ形成した。また、地域における早婚や児童労働などの子どもの保護に関するリスクについて話し合うことを目的に、チェンジ・メーカーのサポートのもとで月次会合を実施した。
- 先行事業で2021年から設置してきたコミュニティセンターを、地域住民が主体的に維持管理できるよう、9つのコミュニティセンター管理委員会が定期会合を実施した。各センターの課題を各委員会が自ら解決できるよう支援した。

g. インド

1. Increased preparedness for continued safe & secure education in schools

［目的］ビハール州の事業対象校 30 校において、学校内外のさまざまなリスクから子どもたちが守られ、安心・安全に過ごすことができる環境をつくる。

［事業内容］2023年8月以降、活動が中断され、2024年9月末をもって中止となったため2024年度は活動無し。

h. パキスタン

1. パキスタン・バロチスタン州におけるアフガニスタン難民およびホストコミュニティの子どもたちのための復学支援事業

［目的］パキスタン・バロチスタン州、キラ・アブドラ地区に居住する 1,000 人のアフガニスタン難民およびホストコミュニティの子どもたちが安心・安全な学習環境と社会保障サービスへのアクセス向上を通して、学校へ復学することができる。

［事業内容］

- 通学継続のための啓発活動を、1,864人を対象に実施した。
- 学校を既に中退した、あるいは中退のリスクを抱えた子ども 485 人を特定し、復学・通学継続のための個別支援として利用可能な社会保障制度へ付託した。
- 事業対象地域の学校に通う 1,000人の子どもたちへ文房具などが入った学習キットを配布した。
- 事業効果測定のための事後調査を実施した。
- 活動内容を共有し、教育における課題や解決策について議論するためのコンサルテーションを開催し、行政職員ら153人が参加した。
- 事業成果を共有するためのワークショップを開催し、行政職員ら45人が参加した。

ii. 中東地域

a. レバノン

1. レバノン北部におけるシリア難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための教育支援強化事業

［目的］レバノン北部において、シリア危機やレバノン経済危機、新型コロナウイルス感染症の拡大といった影響を受け、就学または学習継続が困難なシリア難民とホストコミュニティの子どもたちが、質の高い教育機会および衛生的な学習環境を得ることができる。

［事業内容］

- 学校に通うことのできない子どもや学習の遅れなどの理由で途中退学のリスクが高い子どもを354 人特定し、本事業の教育プログラムや提携団体が実施している教育プログラムに付託した。
- 学校に通うことのできないシリア難民の子ども127人に基本的な読み書き・計算の授業の提供、退学リスクの高い子ども127人に補習授業を提供した。また、すべての子どもたちに対して、社会情動的スキル向上プログラムを提供した。加えて、必要な学用品キットを提供した。そのうち当該プログラムを修了した子ども242人全員が学習到達度を測るテストで70%以上獲得することができ、学力の向上を示した。
- 本事業の教育プログラムを実施する教員7人に対して、能力強化研修を行った。
- 衛生的で安心・安全な学習環境を保つため、学習支援センターの職員および教員に対して、衛生習慣に関する研修を行った。また、養育者や地域住民に対して、衛生習慣に関する啓発活動を行い、合計170人が参加した。

2. レバノン北部におけるシリア難民の子どものための教育支援強化事業

［目的］レバノン北部に位置する北レバノン県トリポリ市とミニエ・ダニエ地区において、学校に通えておらず脆弱性の高いシリア難民の子どもたちに、基本的な読み書き・計算の授業を提供し、学習の遅れを取り戻す。

［事業内容］

- 学校に通うことのできない子どもや学習の遅れなどの理由で途中退学のリスクが高い子どもの特定活動を行う。
- 学校に通うことのできないシリア難民の子ども100人に対して、基本的な読み書き・計算の授業レベル2もしくはレベル3を提供する。また、必要な学用品キットを配布する。
- 基本的な読み書き・計算の授業を行う教員3人に対して、能力強化研修を行う。
- 本事業の教育プログラムに参加する子どもの養育者や地域住民150人に対して、教育の重要性に関する啓発活動を行う。

b. シリア

シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおける水・衛生環境改善事業

［目的］ シリア北西部イドリブ県において、国内避難民の世帯が安全で十分な水にアクセスできるようになるとともに、保護や健康に関するリスクが軽減される。

［事業内容］

- シリア北西部イドリブ県の国内避難民キャンプにおいて、水道システムの整備と修繕を行った。その結果、2023 年 2 月に発生したトルコ・シリア大地震の影響で同キャンプに逃れてきた避難民計2,100人が安全な水にアクセスできるようになった。
- 先行事業で整備した給水所の安定した稼働を確保するため、変圧器を設置した。また、給水所管理者、オペレーターなどを新たに雇用し、連携団体が給水所の維持管理に関する指導を実施した。
- 水・衛生施設の周辺などに安全確保のためにソーラーライトを50個設置した。
- 113基のインクルーシブトイレを設置したことで、同キャンプに暮らす206人の障害者や妊婦、高齢者などが水・衛生施設を安全に利用できるようになった。
- コレラ予防を主目的とした衛生啓発セッションを計412回実施し、600 人の母親が参加した。また、同啓発セッションの実施前後で、参加者の知識や理解度を測定するための調査を実施した。

c. トルコ

1. トルコ国地震被災地域の心理社会的支援に係る情報収集・確認調査

［目的］ 難民を含む被災地域の青少年とその関係者を対象とした心理社会的ケアに係る能力開発・制度強化を目的とした技術協力プロジェクトの実施に先駆けて、被災 11 県のうち特に被害の大きかったマラティヤ、アドゥヤマン、カフラマンマラシュ、ハタイを対象としたパイロット活動の実施を通して、協力アプローチの検証を行う。

［事業内容］

- Psychological First Aid (PFA)/Psychological First Aid for Children (PFA-C)のサービス・プロバイダー向けの普及研修を実施し、のべ108人が参加した。
- I Support My Friends (ISMF)のワークショップを子ども13人に対して実施した。
- 日本における災害時の心理社会的支援に関する経験や取り組みを共有し、学びの機会を提供するため、青年省職員10人に対し、本邦研修を実施した。

2. トルコ・イスタンブールにおける脆弱な状態に置かれたシリア難民およびホストコミュニティの青少年および女性を対象としたレジリエンス向上のための生計支援および心理社会的支援

［目的］ イスタンブールにおいて、脆弱な状態に置かれているシリア難民をはじめとする難民やホストコミュニティの青少年および女性の生計が向上するとともに、心理社会的ウェルビーイングが向上する。

［事業内容］

- 脆弱性の選定基準を満たし、かつ就業や起業に意欲の高い裨益者を162人選定した。
- 生計向上支援および語学学習支援データベース・マッピングの更新を実施した。
- 就業・起業に関するニーズ調査を実施し、その結果高いニーズが確認された分野の能力強化研修を50人に実施した。

- 就業・起業に関するジョブ・カウンセリングを135人に対して461回実施した。
- トルコ雇用庁や民間の雇用サービスへの登録サポートを40人に対して提供した。
- 心理社会的支援に関する情報共有セッションを67人に対して実施した。
- 問題対処プラスという心理的介入を通した個別支援を、45人対象に実施した。

3. トルコ・イスタンブールにおける地域のキャパシティ強化を通した脆弱な状態に置かれた難民およびホストコミュニティの青少年の生計向上支援および心理社会的支援事業

［目的］トルコ・イスタンブールにおける脆弱な状態に置かれたシリア難民をはじめとする難民やホストコミュニティの青少年に対する包摂的かつ効果的な生計支援の提供や心理社会的ウェルビーイングの向上を通して、青少年が自己の能力を最大限発揮できるようになる。

［事業内容］事業地の選定および事業実施に向けた地域行政との連携を開始した。

d. イエメン

1. イエメン・タイズ県における現金給付を通した食料安全保障改善事業

［目的］イエメン・タイズ県のアシュ・シャマヤタヤン地区において紛争、自然災害、新型コロナウイルス感染症、ウクライナ危機などの影響を受け、食料の確保が困難な状況に置かれた国内避難民およびホストコミュニティに対し、現金給付を通した食料支援を行うことで、裨益世帯の食料安全保障が改善される。

［事業内容］現金給付後モニタリングを実施した。

2. イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでのノンフォーマル教育支援事業

［目的］イエメン・ラヒジュ県の国内避難民キャンプに居住し、紛争や自然災害などの影響を受け、脆弱な状態に置かれた子どもたちが、学習支援センターにおけるノンフォーマル教育支援を通して、安全で質の高い環境で学びを継続できる。

［事業内容］

- 教員55人を採用し、生徒818人へ通常授業を実施した。
- 生徒818人および教員55人へ日々の学習・授業に必要な学用品・授業用備品を配布した。
- 授業を担当する教員 55人へ能力強化研修を実施した。
- 生徒160人へ補習授業を実施した。
- 生徒818人を対象に、スポーツや手芸、ボードゲームなどの課外活動を実施した。
- 学習支援センター2ヶ所の各教室へ換気扇を設置した。
- 地域住民523人を対象に、地域向けの啓発活動を実施した。

3. イエメン・ラヒジュ県における現金給付と栄養支援を通した食料安全保障改善事業

［目的］イエメン・ラヒジュ県のアル・クバイタ地区において紛争、自然災害、ウクライナ危機などの影響を受け、食料の確保が困難な状況に置かれた国内避難民およびホストコミュニティに対し、現金給付および栄養指導を通した食料支援を行うことで、裨益世帯の食料安全保障が改善される。

［事業内容］

- フードバスケットに含まれる食料の市場価格の調査を行い、最低限必要なフードバスケットの新しい価格をフードクラスターに提案し、採用された。
- 2,705世帯を対象に、現金給付3～7回目を実施した。また、給付に関連した問題点やフィードバックなどを、地域コミュニティ委員会と協働し解決した。併せて、裨益者と8回に及ぶフォーカスグループディスカッションを実施し、支援の妥当性や、タイミング、フィードバックメカニズムに対する満足度などについて聞き取りを行った。
- 2023年に育成したコミュニティボランティアが中心となり、裨益者への栄養指導を約240回実施した。また、4月に発生したコレラ予防に関する追加的な啓発セッションを実施した。
- 現金給付中・給付後のモニタリングを実施した。

4.イエメン・ラヒジュ県における国内避難民キャンプでの質の高い教育継続支援事業

［目的］ イエメン・ラヒジュ県の国内避難民キャンプに居住する子どもたちが、学習支援センターにおけるノンフォーマル教育支援を通して、安全で質の高い環境で学習成果とウェルビーイングを高めながら学びを継続できる。

［事業内容］

- 事業を共同で実施する提携団体との契約締結と活動実施許可取得のため、提携団体および各行政機関との調整を実施した。

e. パレスチナ

1． ガザ地区における持続可能な農業の実践を通した青少年の生計向上支援事業

［目的］ 持続可能な農業に関する能力強化、農業セクターにおける起業・生計向上支援を提供する活動体制の基礎が整備される。

［事業内容］ 2023年10月7日以降の大規模空爆により、引き続き活動の中断を余儀なくされた。外務省と協議の末、2025年5月31日まで事業延長を行った。

2. ガザ地区・被災した子どもとその家族の命を守る人道支援事業

［目的］ ガザの危機的状況にある世帯、特に避難所などに避難している世帯の生命維持に必要な基本的なニーズが満たされる。また、子どもとその養育者が、必要に応じて子どもの保護に関する緊急支援および心理的応急処置を含む心理社会的支援を安全に利用できる。

［事業内容］

- 裨益者選定を、食料安全保障クラスター、避難所のリーダーおよび社会開発省との連携のもと実施した。
- 食料配布を、1,598世帯を対象に実施した。
- 避難所と定められた5つの学校で、9,631世帯を対象に飲料水の配布を実施した。
- 生活状況や身体的、心理的状況が著しく悪化している子ども、障害者など2,356人を対象に、ケースマネジメントを通した支援を実施した。また、専門的な支援が必要な場合は、医療施設などへの付託を行った。
- 5,237人（うち子ども3,447人）を対象に、心理社会的支援を実施した。

f. 東欧地域

a. ルーマニア

ルーマニア・コンスタンツァ県におけるウクライナ難民およびホストコミュニティの子どもたちのための教育および心理社会的支援事業

［目的］ コンスタンツァ県においてウクライナ難民とホストコミュニティの子どもたちが学習を継続できている。 コンスタンツァ県においてウクライナ難民の子どもたちと養育者の心理社会的ウェルビーイングが改善している。

［事業内容］

- 子ども 436 人（ウクライナ人 367人、ルーマニア人 69 人）を対象に放課後活動を実施し、ルーマニア語の授業、読み書きや宿題サポートのほか、工作や美術の活動、遊びやスポーツの機会を提供した。
- 1,202人（ウクライナ人の子ども 484 人、養育者 151 人、ルーマニア人の子ども5,014 人、養育者76人）を対象に、イベントやサマーキャンプなどを通した社会的結束促進活動および心理社会的支援を実施した。
- いじめ防止に関する研修をルーマニアの教員21人対象に実施した。また、いじめ防止に関する各種マニュアルをウクライナ語に翻訳し、ウクライナ危機の文脈で活用できるようにした。さらに、子ども1,557人（ウクライナ人233人、ルーマニア人1,324人）と養育者455人（ウクライナ人167人、ルーマニア人288人）を対象にいじめ防止のワークショップを実施した。

- ウクライナ人の養育者344人を対象に、ケースワーカーによる個別のソーシャルカウンセリングを実施した。
- ケースワーカーによる情報共有セッションを、ウクライナ人の養育者586人対象に実施した。

iii. アフリカ地域

a. ウガンダ

1．ウガンダ東部における農家の生計向上支援と母子栄養指導を通した栄養改善事業

［目的］カラモジャ地域モロト県において、母子の栄養状態が改善される。

［事業内容］

- 対象地域の混合農業普及員に対して、気候変動対応型農法の研修を実施した。また、農家グループを形成し、農業技術支援を行って、活動のための資機材を提供した。
- 対象農家の学習施設としてモデル農園を計8つ開設し、そのうち1つのモデル農園に隣接するかたちで小規模灌漑施設を建設した。
- 貯蓄やグループ内での小規模貸付の機会を提供するため、農家グループや母親グループを対象に、村貯蓄貸付組合の形成と機能化を支援した。
- 地域の保健医療施設職員および村保健ボランティアに対して、乳幼児期の栄養摂取（IYCF）について研修を行った。また、保健施設に身体測定機器、上腕周囲径テープ、ヘモグロビン検査キットなどを供与し IYCF 相談窓口を設置した。
- 母子栄養や IYCF について住民が学ぶための月次の啓発セッションを実施した。また、村保健ボランティアが、四半期ごとに 2 歳未満児のいる家庭を訪問し、栄養状態を確認する栄養不良スクリーニングを実施できるよう支援した。
- 保健、農業分野、水・衛生などの行政関係者が参加する県の栄養調整委員会にて、IYCF の重要性や栄養に関する活動成果の共有を行い、セクター間の連携を促進した。

2．ウガンダ・アルア県における子どもの保護強化支援事業

［目的］事業対象地域において、質の高い、年齢に適した包括的なサービスが提供され、子どもの保護システムが強化される。

［事業内容］

- 子どもの保護に関する問題が起きた際の対応手引きである「子どもの保護事案対応準備計画」の初稿を作成し、振り返り会合を行った。また、子どもの保護に関わる各機関に配置された子どもの保護専門窓口・担当者間の連携促進会合を開催し、セクター間連携促進に係る年間行動計画を作成・更新した。
- ジェンダー労働社会開発省担当官による定期巡回を行い、一時保護所・少年司法鑑別所への視察や社会福祉オフィサーやパラ・ソーシャルワーカーなどとの意見交換を通し、国家子ども政策や他地域の実践例に基づく技術的指導を行った。
- ウガンダの国家子ども政策の普及に向けた会合を実施するとともに、地方レベルで同政策を推進するための「子ども福祉委員会」を設立し、県・準郡・市・地区などの行政レベルごとに会合を実施した。
- 子どもの保護の仕組みを整える際に子どもの声を政策関係者に届けることを目的に、地域において設立した子どもグループに対する研修や子どもや保護者との意見交換会、学校などにおける子ども参加促進イベントを開催した。
- 保護に関するリスクを抱える子どもが適切な支援を受けられるよう、各準郡に配置した12人の社会福祉オフィサーや関係機関の職員に対して、子どもの保護に関する研修を複数実施し、能力強化を行った。また、事業完了後の持続発展性に向けた政策提言活動に関する研修を提供した。
- 暴力や虐待、ネグレクトなどのリスクを抱えた子どもを一時的に受け入れる、一時保護所の建設が完了し、子どもの受け入れと支援を開始した。また、建物を囲む金網フェンスの建設が完了した。
- 地域有志の子どもの保護人材であるパラ・ソーシャルワーカーに対する継続指導と振り返り会合、能力強化研修を行い、子どもの保護対応の質の強化を図った。また、活動に必要なノートや筆記具、ジャケット、バックパックを供与した。また、これらのパラ・ソーシャルワーカーが行政職員らと協働して、地域住民に対する子どもの保護に関する意識啓発活動を行った。

- 事業の成果報告会を開催し、ジェンダー労働社会開発省、アルア県・市の自治体職員や子どもの保護に関わる担当官、NGOパートナー団体などとともに、課題の共有や今後の改善のための議論を行った。

3. ウガンダ・アルア県アルア市における子どもの保護システム強化のための体罰等によらない子育て、子ども参加および少年司法事業

［目的］ウガンダのアルア県・市において、体罰等によらない子育ての普及、子どもの意見表明の促進、子どもの最善の利益のための少年司法サービスの普及を通して、コミュニティに根差した子どもの保護システムが強化される。

［事業内容］

- 各村に配置されたパラ・ソーシャルワーカーの中から体罰などによらない子育てを普及するコミュニティメンターを選抜し、体罰等によらない子育てに関する指導者研修を提供した。

b. ルワンダ

1. ルワンダにおける低コスト・プライベートクリニックのモデルづくりを通した保健医療サービスへのアクセス向上パイロット事業

［目的］ルワンダ東部のキレヘ県および首都キガリ西部のカモニ県において、看護師起業家を養成し、低コストのプライベートクリニックを設立することで、安価で利用しやすい基礎保健サービスへの地域住民のアクセスが向上する。

［事業内容］

- カモニ県にて、1つ目の低コスト・プライベートクリニックを建設し、医療機器、非医療機器、居医薬品などを調達・搬入した。
- カモニ県の事業地において、ベースライン調査および青少年の性と生殖に関する健康サービスへのアクセス促進に関する調査を実施した。
- 上記クリニックを運営する看護師起業家や医療従事者、その他職員を雇用し、保健省との協議や財政計画策定を進めた。
- キレヘ県において、2つ目のクリニック建設予定地を特定し、行政など関係者との協議を開始した。

c. マダガスカル

1. マダガスカル南東部における栄養改善事業

［目的］マダガスカル南東部マナンジャリー郡およびヌシヴァリカ郡において、農家と青少年に対する生計向上支援を行い、地域に根差した子どもの栄養不良の予防・対応能力を強化することで、対象地域の子どもの栄養状態改善を目指す。

［事業内容］

- 食料の確保や食の多様化を目指して、農業畜産局の地域代表者と提携団体の技術スタッフとともに、地域に適した農家リーダー育成カリキュラムを作成した。
- 対象地域12村の農家リーダー360人に対し、収穫量を増加させるための耕作技術や適切な収穫のタイミング、多品目の野菜の栽培方法や土壌管理、家畜の飼料および健康管理に関する研修を提供した。
- 農家が得られた収入を適切に管理・運用できるようにするために、24の村貯蓄組合を設立し、512人の農民が組合員として参加した。
- 自然災害による農業などの生計手段への影響を最小限に抑えるため、地域特有の気候変動の課題や持続可能な資源管理についての対話セッションを12回実施した。

- 乳幼児の適切な栄養摂取を母親同士がサポートしながら実践できるよう、母親グループを設立し、母乳育児や離乳食、水・衛生習慣に関する研修および技術指導を実施した。
- 子どもの急性栄養不良を早期発見できるよう、上腕周囲径テープを活用した子どもの栄養スクリーニングの実施を支援した。
- 栄養不良児の対応を行う地域保健センターの医療従事者（看護師、助産師資格を持つボランティア）24人に対して、栄養不良児の対応研修を実施した。

2. マダガスカルにおける青少年のエンパワーメントを通した貧困・栄養改善事業

［目的］マナンジャリーおよびヌシヴァリカ郡において、青少年が主体的に生計向上、性と生殖に関する健康の向上、および栄養改善に取り組むことで、青少年のエンパワーメントを促進し、ウェルビーイングを向上させる。

［事業内容］

- 青少年が協力して地域活動に取り組み、自立を支え合う場を提供するため、青少年委員会を設立した。学校に通っていなかったり、妊娠中や初めて親になる15～24歳の青少年を対象として、358人が青少年委員会に参加し、地域の水・衛生の課題に取り組む活動を開始した。
- 青少年の生計向上のため、358人の青少年へ、貯蓄や融資、財務管理についての研修を提供した。
- 初めて親になる12村の青少年300人が子育て支援を受けられるよう、青少年妊産婦グループを形成し、妊娠中の注意点や、初めて親になる際に直面する困難と必要な支援について意見を交換できる場を設置した。
- 地域医療従事者のスキルと知識向上を図るため、思春期の性と生殖に関する健康と権利、家族計画、妊娠中・出産後のケア、栄養に関する研修を実施した。

d. 南スーダン

1. 南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業（第 2 期）

［目的］南スーダン中央エクアトリア州マンガラ国内避難民キャンプおよびホストコミュニティにおいて、保護分野、特に子どもの保護、性とジェンダーに基づく暴力（SGBV）の課題に対し、予防と対応に関するサービスが強化され、保護に関するリスクに晒されている人々が適切な支援にアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 事業スタッフに対して、子どもの保護およびSGBVに関する研修を実施した。
- ケースマネジメントを通して、特に脆弱な状態に置かれた子どもや暴力や搾取のリスクがある子ども、被害を受けた子ども 281人、SGBVサバイバー117人に個別支援を提供した。また、親や養育者と離ればなれになっている子ども6人に対して、家族の追跡と再統合のための支援を実施した。
- 対象地域の人道支援団体とその提供サービス、担当者、連絡先などを明記したフローを更新し、また、他支援団体との調整会合を実施し、付託メカニズムを強化した。
- 長期化する避難生活の影響を受けた子どもたちへの精神保健・心理社会的支援（MHPSS）を強化するため、ファシリテーター6人と学校関係者12人に対し、MHPSSに関する研修を実施した。
- 対象地域内3ヶ所の学校で子ども1,080人に対し、心理社会的支援のグループセッションを提供し、170人の子どもに少人数または個別支援（カウンセリング）を提供した。
- 「地域に根差した子どもの保護と予防ネットワーク」メンバー62人に対して能力強化研修を実施し、地域住民による子どもの保護と予防の体制を促進した。
- 子どもの保護およびSGBV に関する啓発活動を実施し、3,712人が参加した。また、SGBV のみに焦点を当てた啓発活動も別途実施し、5,561人が参加した。

- 地域リーダー22人に対して子どもの保護に関するオリエンテーションを実施し、理解や連携を促した。
- SGBVサバイバー や脆弱な状態にある女子や女性200人に対して女性支援キットを配布した。
- SGBV サバイバーの支援を行っている施設・団体や、支援対象地域の SGBV についてのリスクに関する実態調査を行った。
- 地域の保健施設内に、 SGBV サバイバー支援に特化した4人の人材を配置し支援の促進を図った。
- 対象地域内3ヶ所に女の子にやさしいスペースを整備し、女子や女性789人が利用した。また、SGBV情報デスクを設置した。

2. 南スーダン・マンガラ国内避難民キャンプにおける保護強化支援事業（第 3 期）

［目的］ マンガラ国内避難民キャンプおよびホストコミュニティにおいて、子どもの保護とSGBVの課題に対する予防と対応に係るサービスが提供され、地域関係者の能力や連携が強化されることで、地域に根差した保護システムを通し、リスクに晒されている人々が適切な支援にアクセスできるとともに、ウェルビーイングが向上する。

［事業内容］

- ケースマネジメントを通して、特に脆弱な状態に置かれた子どもや暴力や搾取のリスクがある子ども、被害を受けた子ども70人に対して、フォローアップを含む個別支援を提供した。
- 地域の保健施設内に、SGBV サバイバー支援に特化した2人の人材を配置し支援の促進を図った。
- SGBV に関する意識啓発活動を実施し、91人が参加した。

e. モザンビーク

1. モザンビーク・ナンプラ州における国内避難民とホストコミュニティの青少年を対象にした復学および学習継続支援事業

［目的］ モザンビーク・ナンプラ州のエラティ郡およびメンバ郡において、子どもと青少年が質の高い学習継続、復学支援を受けることができる。

［事業内容］

- 事業対象地域の住民に向けて、地域集会やパンフレットの配布、ラジオ放送などを通して、コミュニティリーダーと協働で教育に関する啓発活動を実施し、教育支援の活動について周知した。
- 復学、学習継続支援を提供する場所として、安心・安全かつ地域に根差した施設を地域図書館として選定後、基本的な読み書き・計算のスキルを学べるラーニングキャンプを開始し、892人の子どもが参加した。
- ラーニングキャンプと補習授業を提供するファシリテーター40人と、地域主導型ノンフォーマル教育のファシリテーター26人を地域住民から選出し、能力強化研修を行った。
- 退学リスクの高い子ども1,024人に対して補習授業の提供、学校に通えていない子ども1,185人に対してノンフォーマル教育の提供を行った。
- 中学校がない地域でも中など教育を受けることができる遠隔学習センターの拡充に貢献するため、遠隔学習センターを7ヶ所設置し、チューターや教員71人に対する研修を実施した。遠隔学習センターで教員が使用するマニュアルを印刷し各センターに提供した。加えて、子どもたち同士で学び合うことができる勉強グループの設立を行い、子どもリーダー35人に対して2日間の研修を実施した。

2. カーボ・デルガド州における国内避難民と脆弱性の高いホストコミュニティの子どものための学習支援事業（第 2 期）

［目的］ カーボ・デルガド州において、就学または学習継続が困難な国内避難民、帰還民およびホストコミュニティの子どもたちが、質の高い学習継続、復学支援を受けることができ、安心・安全な学習環境へアクセスできるようになる。

［事業内容］

- 紛争により破壊された 5 校の修繕を行い、簡易的な教室の建設、トイレ設備の修繕、学校の壁の修繕、校庭や教室の清掃など、学習環境を整える作業を村の住民とともに行った。
- 学校防災計画を強化するため、既存の委員会も含めて 10 グループ設立し、学校防災計画の策定と活動を遂行した。
- インクルーシブで質の高い授業の実施をサポートするため、教員 50 人とファシリテーター20人に対し、紛争のコンテクストに合わせた能力強化研修を行った。
- 学校に通えていない1,408人の子どもへの代替教育の提供、また、退学リスクの高い子どもへの補習授業を実施した。また、学習に必要な学用品キットの配布や、各対象地域に地域図書館を設置した。加えて、どもたちの学習意欲の向上と、子どもと保護者間のコミュニケーションの促進を目的とした読み書き・計算大会の実施を行った。本事業の教育プログラムに参加した全ての子どもたちの基礎的な読み書き・計算能力が向上し、学校への復学もしくは次学年に進級することができた。
- 村長とチャンピオン合計20人に対して、教育の重要性に関する研修を行い、その後、彼らが中心となって啓発活動を行った。教育の重要性に関する啓発を目的とした会合を合計62回開催し、合計4,079人の地域住民や養育者と、合計2,107人の子どもが参加した。また、復学キャンペーンを合計6回行った。これらの活動により、村全体で教育の重要性に関する理解が向上し、子どもたちがサポートを得やすい環境を作ることに貢献した。

3. モザンビーク・ナンプラ州の子どもおよび青少年を対象とした教育へのアクセスおよび生計向上支援事業

［目的］ナンプラ州の子どもたちおよび青少年が、年齢に応じた教育へのアクセスや生計向上の機会を得ることで、将来に必要なライフスキルとレジリエンスを強化する。

［事業内容］

- 学校に通えていない学齢期を越えた子ども、あるいは退学のリスクのある子どもたちに対し、学習継続に必要なサポートを提供するため、本事業の対象地区であるメコンタ、アンゴシェ、リウポの 3 地域に合計20カ所の安全な学習スペースを特定した。また、速習型学習プログラム（Accelerated Learning Programme; ALP）の内容を開発するため、州レベルの各教育機関関係者40人とワークショップを行った。今後、ファシリテーターへの研修を行い、順次授業を開始する。また、子どもたちの学習継続サポートとして、子どもの保護の活動や、学用品の提供、また、教員の欠勤をモニタリングするシステムの導入などを行う予定。
- 子どもや青少年が主体となり、ジェンダー平等や子どもの権利、気候変動などの社会課題に関する啓発活動を目的としたキャンペーン活動を本事業地3ヶ所にて実施する。10人のチェンジ・メーカーとワークショップや会議を行い、子どもたちが中心となって今後1年間のキャンペーン活動を計画した。
- 青少年に対し、ライフスキルと環境に優しいビジネスを学ぶ機会を提供し、生計向上や子どもたちのレジリエンス強化に貢献する。具体的には、セーブ・ザ・チルドレンが開発したグリーンマインドセットフレームワークを活用した研修（Training of Trainers; ToT）を、各地方公共団体関係者6人に対して行った。その後、研修を受けた地方公共団体関係者と連携しながら、5校で1080人の子どもに対して、ライフスキルとグリーンマインドセットに関する研修を開始した。
- 今後、上記研修を受けた青少年のうち、270人に対して起業・就労のための支援を提供する予定。

iv. 日本国内における緊急人道支援人材能力強化関連の活動

1.「人道行動における子どもの保護の最低基準（CPMS）」普及促進事業

［目的］「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」の普及と、日本国内の人道支援関係者の能力強化を通して、子どもの保護につながる活動の質強化に貢献する。

［事業内容］

- 国際基準である「人道行動における子どもの保護の最低基準(CPMS)」の普及促進を目的とする「災害時に子どもを守る最低基準推進ネットワーク」のメンバーおよび認定トレーナーとして、ネットワークの運営および普及促進ツール（リーフレットや紹介ビデオ）の作成に貢献した。
- 日本国内の人道支援関係者の能力強化に向けて CPMS の紹介研修や1日ワークショップを実施した。

B. 国内事業

i.国内子どもの貧困問題の解決

［目的］

1) 経済的に困難かつ脆弱性の高い子どもや保護者が、官民による支援を利用し、また、子どもの貧困の解消に向けて声を聴かれる機会が得られている。
2) より多くの市民が、子どもの権利の視点から社会として子どもの貧困に取り組む必要性を知っている。
3) 自治体が、当事者の声を聴きながら子どもの貧困の解消に向けた新たな取り組みをしている。
4) 国が、当事者の声を聴きながら、脆弱性の高い子どもたちへの支援を拡充している。

［事業内容］

- 中学校・高校の入学に関わる費用の一部を給付する「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～新入学サポート 2024～」（全国対象）を実施した。経済的困難に加え、子どもや保護者に病気や障害がある、在留資格が不安定などより厳しい状況下の子育て世帯を対象とした。新中学 1 年生 456 人へ 3 万円、新高校 1 年生 539 人に 5 万円、計 995 人（899 世帯）に給付した。申請時のアンケート調査も行い、新入学時の費用負担の重さ、特にパソコン・タブレット代の負担感が高いこと、中高生が部活動・クラブ活動費への支援を求めていることなどが明らかとなった。
- 宮城県石巻市で実施している毎月給付・継続型の「セーブ・ザ・チルドレン子ども給付金 ～高校生活まなびサポート～」では、9月に主に中学 3 年生を対象として新たに募集を行い、13 人への給付を決定した。2024年末時点で53 人へ月額2万円の給付を行っている。3月に高校を卒業した子どもの世帯からは、経済的心配なく無事に卒業できたという声や、インタビューやアンケートなど継続した関りがあることで伴走してもらっている気持ちになるなどの声があった。12月には、子どもたちの声をまとめた「高校生活まなびサポート通信 Vol.2」を発行した。
- セーブ・ザ・チルドレンの直接支援を利用した世帯の子どもたちを対象として、体験の機会を提供する「子ども体験プログラム」を実施。親子参加の工作教室、アート鑑賞、自然体験、職業フェアの4つのプログラムを通して、小学校 1 年生から高校生世代まで 84 人の子どもたちと保護者 24人が参加した。職業フェアでは企業店舗での職場体験や、当日会場に来られない子ども向けにオンライン配信を実施した。
- 誕生時から子どもの権利を保障するため、低所得世帯などさまざまな困難がある妊産婦を対象に、新生児に必要な育児用品を提供する「ハロー！ベビーボックス」を春と秋の 2 回実施した。応募や提供にあたっては自治体や支援団体と連携し、支援団体から聞き取った難民の妊産婦の現状や必要とする支援などをブログ記事として発信した。アンケートでは、応募者のうち4人に1人が借金をして生活している状況や、紙おむつなど乳児に必要な物品の定期的な支援を望んでいることが明らかとなった。
- 給食のない長期休暇期間の子どもの食を支えるため、経済的に困難な状況にある世帯を対象として「子どもの食 応援ボックス」を夏休みおよび冬休みに提供した。これまで年2回であった申込期間を2024年度は1回とし、6月に過去最多の8,425世帯から申請があった。対象条件に該当した世帯のうち、夏休み・冬休みそれぞれ約 5,000 世帯、計10,009世帯へボックスを届けた。過去にボックスを利用した世帯のインタビュー記事を初めて同梱し、励まされたという感想も寄せられた。これまで同様に企業から物品提供や寄付、梱包ボランティアを募り実施した。

- 申請時に実施したアンケートから、保護者が食料不足による子どもの健康状態に不安を持っていることや、米をはじめとする物価の高騰により、3割の世帯で給食以外に子どもが十分な量の米を食べられておらず、2023年と比較してもその状況がより厳しくなっていることが分かった。
- 社会啓発では、上記の直接支援を通したアンケート調査結果を報告書としてまとめ、公表した。

 また、2019年以来5年ぶりに、「子どもの貧困と子どもの権利に関する意識調査」を実施した。調査会社に登録した全国の子どもと大人3万人に加え、今回初めて、セーブ・ザ・チルドレンの直接支援を利用した子ども・保護者2,393人からも回答を得た。5年前の調査と比べて、子どもの貧困についての認知度が低下したこと、高校までの教育の無償化を求める回答が最も多いことなどが明らかになった。調査結果は11月に公表、テレビを含め多数のメディアで報道された。

 工学院大学と共同開発したデジタルコンテンツ「あなたのミカタ！ 権利がワカルと世界がカワル」を活用した出張授業や、子どもの貧困と子どもの権利を考える講演などを年間で計8回、行った。
- アンケート調査結果などをもとに、国や省庁、地方自治体、議員への政策提言を行った。国政レベルでは、こども家庭庁や文部科学省、国会議員へ調査結果を適宜、報告した。主な提言活動は以下の通り。

 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正：

 3月に、連携する4団体とともに「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の改正に向けて共同提言書を作成し、超党派「子どもの貧困対策推進議員連盟」（以下子どもの貧困議連）で政策の拡充を訴えた。5月には子どもの貧困議連で院内集会を共催し、共同提言の内容を国会議員やこども家庭庁などに訴えた。共同提言には13団体・専門家6人の賛同があった。6月には法律の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」へ変更されるなど法改正が実現し、共同提言書の内容が多く盛り込まれた。

 就学に関わる私費負担軽減：

 6月、子どもの貧困議連の教育格差ワーキングチームにおいて、セーブ・ザ・チルドレンの直接支援で得られた調査結果を発表し、私費負担軽減に向けた制度改善・拡充の必要性を訴えた。同ワーキングチームが文部科学大臣へ面会する際に随行し、大臣にも訴えた。9月には、文部科学省中央教育審議会のワーキンググループで、特に高校生の教育費負担と制度改善の必要性について報告した。

 児童扶養手当の改善・拡充や低所得ふたり親世帯への経済的支援拡充：

 12月、連携する3団体とともに共同要望書をまとめ、国会議員や政府関係者へ面会するとともに記者会見を行った。12月23日には、子どもの貧困議連による首相への申し入れに随行した。

 地方自治体との連携：

 2021年から着任している千葉県市原市子ども・若者の貧困対策アドバイザーを継続。8月には同市の職員向けに、子どもの意見表明に関する研修会を行った。

ii.緊急支援・防災（災害リスク軽減）

1. 防災（災害リスク軽減）

［目的］

1) 子どもが、災害時の行動や備え、防災計画や災害発生後の復興計画策定に自分たちが参加することについての情報を得ている。
2) 災害発生時に子どもが必要な支援を受けられるように、子ども支援者の能力強化の機会を提供し、平時からの連携体制を強化する。
3) 自治体が、防災計画や災害発生時の緊急対応、復興計画策定に子どもが参加することの重要性を認識し、実践している。

［事業内容］

- 9月の防災月間に合わせてパートナー企業と連携し、子ども向け防災ワークショップを行った。非常用持ち出し袋の中身を考えたり、新聞紙でつくった紙コップにビニール袋を引いて水を飲んだりするなどして、子どもの防災意識向上を図った。その他、防災イベント（東京）において、避難所などで役立つ工作などのスキルを計 129人の子どもたちに紹介した。
- 災害時に子どもの支援を担う関係者に対し、災害支援に関する国際基準の研修（「子どものための心理的応急処置」、「人道行動における子どもの保護の最低基準」、「災害時の子どもの居場所」）をパートナー団体と協力して行い、計610 人が受講した。また、「子どものための心理的応急処置」ファシリテーター養成研修を開催し、35 人の講師を新たに育成することができた。
- 放課後児童クラブ（学童保育）の防災対応力の強化を、地域を拡大して継続した。近年、豪雨の被害が多く発生している佐賀県の唐津市、熊本県の水俣市、天草市を新たな重点支援地域とし、全108施設（在籍児童数3,565人）に対して、災害時や避難訓練で活用するための非常用持ち出し袋362袋と大型救急箱182箱を提供した。並行して、県内の学童保育支援員および自治体職員向けに防災や災害時の行動について考えるワークショップを複数回開催し、のべ143人が参加した。
- 保管しておいた緊急子ども用キット（おもちゃや衛生用品、防犯用品を詰めた、セーブ・ザ・チルドレンのオリジナルのキット）を、1月の能登半島地震や9月の奥能登豪雨で被災した子どもたちのため、すべて提供した。そのため、災害に備えて新たに400セットを準備し、セーブ・ザ・チルドレン東京・大阪事務所、連携先である佐賀や熊本の学童保育連絡協議会に保管した。
- 学童保育の防災に関する講演や、災害時の子ども支援に関する研修の依頼が全国各地から多数寄せられ、年間で計16回実施した（参加者計870人）。
- 「子どものための心理的応急処置」について、企業と連携して、動物をモチーフにしたアニメや新たなリーフレットを作成。能登半島地震・豪雨で影響のあった地域をはじめ、全国で周知啓発を行った。

2. 2024年能登半島地震・豪雨緊急復興支援

[目的]2024年1月に発生した能登半島地震および9月の奥能登豪雨で影響を受けた子どもの日常性を回復する。

［事業内容］2024年1月1日に最大震度７を観測した能登半島地震が発生。同月３日から初動対応チームを石川県に派遣し、4日から能登地域で緊急支援とニーズ調査を開始した。年間を通して、七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市で緊急および復興支援を行った。主な活動は以下の通りである。

- 災害発生の初動期に、緊急子ども用キットをはじめ、避難所にいる子どもや保護者に衛生用品や衣料品、遊具などを提供し、のべ839人を支援した。
- 七尾市、穴水町、珠洲市、輪島市の避難所で生活している子どもを対象に、子どもの居場所である「こどもひろば」の活動を19回実施し、のべ200人が参加した。
- 専門性を有する他団体と連携し、珠洲市で放課後子ども教室や春休み中の一日保育をサポートした。
- 3月から8月にかけて、一般社団法人プレーワーカーズと連携し、輪島市と能登町で屋外での「子どもの遊び場」を15回実施し、のべ492人の子どもと大人が参加した。
- 被災した学校や幼稚園、保育園・こども園の再開のために、計32の施設に必要な備品や設備を支援した。

- 断水の影響により通常の給食再開が難しかった七尾市、穴水町、能登町、珠洲市の学校や幼保・子ども園の33施設に対して、牛乳やチーズ、ヨーグルト、魚肉ソーセージ、ミックスナッツなど、のべ30,934食の補食支援を実施した。通水後も輪島市では給食の片付けの負担軽減から使い捨ての簡易食器を支援した。
- 災害の影響を受けた子どものこころのケアために、支援者が取るべき行動や姿勢を示した「子どものための心理的応急処置」のパンフレットを被災地域で配布し、SNSでその内容を広く発信した。また、学童保育支援員などを対象に研修を8回実施し、のべ719人が参加した。
- 7月、災害の影響を受けた子どもたちの地震や復興についての思いや意見を聴くために、小学4年生から高校生世代を対象にアンケート調査を実施した。2,053人の子どもたちが回答した内容を報告書としてまとめ、国や県、各自治体に提供し、復興計画や今後の防災計画などで子どもたちの声を反映することを提案した。報告書は、多数のメディアで取り上げられ、また、国会議員が国会で質問する際の資料としても活用された。
- 輪島市の中学校2校に対して、修学旅行のバス代の一部を補助した。
- 災害の影響により子どもの学びに支障がないよう、能登半島地震もしくは奥能登豪雨発災時に七尾市、穴水町、能登町、珠洲市、輪島市のいずれかに在住し、住宅が一部損壊以上の世帯の子ども（小学6年生から高校生世代）に対して一人3万円の給付金を提供する「能登子どもサポート給付金」を開始。2024年11月1日から12月16日までの申請期間で2,800件以上の申請があった（実績は給付認定が完了後の2025年に報告予定）。

iii.地域 NPO 支援

［目的］

1) 取り残されがちな子どもが、地域NPOのサポートを得て、声を適切に聴かれる環境を得ながら権利を保障されている。
2) 地域NPOが、子どもの声を適切に聴きながら、子どもの権利保障を目指す活動を進めている。
3) 自治体が、当事者の声にもとづき、条例・計画・制度などの策定・改善をめざす動きを加速させている。
4) 国が、取り残されがちな子どもやその保護者・支援者の声を受けて、予算および公的支援を増やす必要性を意識する。

［事業内容］日本各地で活動する地域 NPO を対象として、主に助成プログラムを通して、資金提供、組織基盤強化、子どもの権利実現のための環境づくりを支援する。また支援先 NPO を通して、より取り残されがちな状況下にある子ども、大人の声を広く聴き、政策提言活動などに活用する。

- 短期助成プログラム「まなび・体験ファンド」第2回を実施した。採択団体には助成金（1 件あたり 50～150 万円）の提供、および「子どものセーフガーディング」研修を行った。2024年は特にまなび・体験の「機会の平等」を確保することを目指し、重度障害のある子どもたちが音楽やスポーツを体験する事業、不登校や引きこもり、里親家庭で育つ子どもたちの野外キャンプなど、より体験の機会を得にくい子どもたちへ届ける5事業を採択した。7月から10月の実施期間を通して、合計のべ子ども976人、大人408 人を支援した。
- 2023 年に引き続き、より取り残されがちな子ども・保護者を対象に、また子ども参加を重視しながら活動する地域NPO の事業に向けて、複数年の継続支援を行う助成プログラム「子ども・地域おうえんファンド」を実施した。助成金（1 件あたり 1 年 300～500 万円）の提供、組織基盤強化の支援、および子どもの権利保障のための取り組み支援（セーフガーディング、子ども参加ほか）を行った。

- 2023 年に採択した「子ども・地域おうえんファンド」第 2 回助成先団体は、2024 年 1 月より助成対象事業を開始した。オンラインでのプログラミングクラブを通した居場所づくり、障害のある子どもたちを暴力から守る講座の実施など、各団体の特徴ある事業を実施している。2023年より助成継続中の第1回助成先団体と合わせて、のべ子ども19,405人、大人17,913人を支援した。また第3回公募を6月から9月に行い、審査手続きを経て最終的に3件の申請を採択した。採択した事業は、2025 年 1 月以降に開始される。
- 学童保育における防災の取り組み推進を目指し、特定非営利活動法人佐賀県放課後児童クラブ連絡会への助成事業を継続した。助成金提供（1 年あたり上限 500 万円）、子どものセーフガーディングの取り組み支援、およびアドボカシー活動における助言を行っている。同法人は、2023年に実施した佐賀県下の学童保育施設への一斉調査結果を基に、2025年度から施行予定の新たな県こども計画へのアドボカシー活動を進めた。防災の備え向上のための施策や予算確保について佐賀県への意見提出、各市町や議員への働きかけを行った。（本助成は国内の緊急支援・防災事業と連動）

iv.子どものセーフガーディング啓発

［目的］

１）子ども支援や育成に関わる団体やネットワーク、市民社会などに対し、子どものセーフガーディングの啓発や研修活動を行い、不適切行為や搾取・虐待についての問題意識を喚起し、その防止と早期発見対応のための取り組みを促す。

２）セーフガーディングについての情報共有や相互研鑽を通じて各団体の課題と対策を整理するとともに、現場や実情に沿った具体的で機能的な取り組みを進める。

［事業内容］

- 子どもの支援や育成に関わる国内 NPO やネットワークなどを対象に、各団体がセーフガーディングを導入または強化するための実践型の連続研修を行った。4 回の連続研修を対面およびオンラインで開催し、全国の 14団体からのべ 78人が参加した。セーフガーディングの最低基準、指針と行動規範、子どもへの性暴力、人材の募集・採用手続きなど、多角的な視点から学びつつ、各団体での取り組みの共有や具体的な実践のための伴走支援を行った。
- 子どもの支援や育成に関わる団体やスタッフを主対象とした研修やシンポジウムなどに登壇し、不適切行為や虐待から子どもを守るための責任と取り組み基準を紹介し、セーフガーディングの取り組みと強化のための動機づけを行った。災害支援、保育、教育、スポーツ、野外活動、保健分野などの団体およびネットワークにおいて対面およびオンラインで計 16 回実施し、計1,115 人が参加した。

C. アドボカシー

グローバルおよび国内課題に対するアドボカシー活動を通して、国内外の子どもたちが置かれた状況をより根本的、構造的に改善することを目指し、日本政府をはじめとする国際社会が子どもの権利を保障する責任を果たすよう、以下の分野において活動を行った。

i. グローバル政策提言と社会啓発

１．保健・栄養（乳幼児死亡の根絶、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジの実現）

[目的]すべての子どもが質の高い保健・栄養サービスにアクセスできるよう、日本政府による国際保健・栄養政策に関するアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 開発途上国において母子の健康を守り、グローバルヘルス課題の解決と持続可能な保健システムの構築に

取り組む「Gaviワクチンアライアンス」（Gavi）および「世界エイズ・結核・マラリア対策基金」（グローバルファンド）の役割とユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の達成に向けたパートナー間の連携への理解の促進を目的とし、7月に3名の国会議員によるエチオピア保健事業視察を実施した。保健大臣をはじめとする政府関係者との意見交換や予防接種拡大プログラム、三大感染症の予防、診断、治療に対する支援内容の視察などを通して、エチオピアの母子の命と健康を守るためのパートナー間の連携による包括的な取り組みの重要性について認識を高めることができた。視察を通して議員との関係性を構築、強化し、帰国後にはイベントや政党内の会議などでの視察報告や発信を通してグローバルヘルスに関心を持つ若手議員やその他関係者の裾野を広げた他、2025年3月のGaviの増資会議に向けた政治的サポートの拡充につなげた。

- 8月のアフリカ開発会議（TICAD）閣僚会合において、「アフリカにおけるユニバーサル・ヘルス・カバレッジ達成のためのグローバルヘルス・ファイナンシング：成果の最大化に向けたパートナーシップをいかに推進するか」と題したテーマ別イベントを日本国際交流センター（JCIE）との共催により開催した。UHCの達成に向けたヘルスファイナンシング（保健財政）の強化のための今後の連携の在り方について、Gavi、グローバルファンド、グローバル・ファイナンシング・ファシリティ（GFF）、ユニットエイドといったグローバルヘルス・イニシアティブ（GHIs）、国際金融機関（MDBs）、市民社会、民間セクター、学術界、関係省庁などが意見交換をする機会を創出し、多様なグローバルヘルスパートナー間の議論を活性化させるとともに、各国政府が保健医療費を支出ではなく投資としてとらえ、オーナーシップを持ち国内資金動員を促進することの重要性など、財政強化のための取り組みの必要性についての共通認識の形成に貢献した。
- グローバルヘルス市民社会ネットワークの共同事務局として、日本のグローバルヘルス戦略の実施において市民社会の参画と主体性が確保されるよう、政府との定期的な懇談会や意見交換会にあたり政府や市民社会間の調整を行った。政府との意見交換では、日本の市民社会が衡平な保健システムの強化や、最も脆弱な立場に置かれたコミュニティの支援に大きな役割を果たしてきたことを強調し、効果的かつ効率的な開発協力メカニズムの構築のために、市民社会の専門性や知識を最大限に活用する必要性を訴えた。また、民間企業や財団、国際機関、多国間援助機関など、多様なステークホルダーとの協働により援助効果が高められた事例を紹介した。日本政府からは、グローバルヘルス分野の援助の有効性を高めるため、市民社会との多様な形態のパートナーシップの促進の重要性が認められたが、さらに具体的な計画に落とし込まれるよう、引き続き働きかけが必要である。

2．教育（すべての子どもたちの質の高い教育へのアクセス）

[目的] あらゆる子どもが質の高い教育にアクセスできるよう、日本政府による教育についての国際協力政策に関するアドボカシーを行う。

[事業内容]

- 紛争や気候変動などの危機の影響を受けている子どもたちを取り残すことなく、質の高い教育へのアクセス向上を拡充するため、緊急下の教育支援に特化した国際機関「教育を後回しにはできない基金（Education Cannot Wait/ECW）」に対する日本政府からの継続した拠出を求め、外務省や国会議員に対する政策提言活動を教育協力 NGO ネットワーク（JNNE）に加盟する他の NGO やユースとの連携のもと展開した。昨年に引き続き、国会議員による ECW 事業地視察を２回実施した。7月には、2025年8月に開催予定のアフリカ開発会議（TICAD）を見据え、気候変動の甚大な影響を受けているケニアの現場を訪問するとともに、TICAD共催国であるアフリカ連合（AU）本部のあるエチオピアを訪問し、AU人道局長などとの面会を行った。また、昨年日本政府から初めてECWに対して行われた拠出が、ウクライナ向け教育支援のプロジェクトに支出されていることを受け、8月にウクライナ避難民への支援が行われているルーマニアおよびモルドバでの支援現場を訪問した。帰国後は、参加議員の協力を得てECWに対する日本の継続支援に関して、政党内の会議や議員会館内でのイベントなどで、緊急下の教育の重要性を訴えた。

- 2023年に引き続き、教育協力NGOネットワーク（JNNE）による「SDG4教育キャンペーン」の事務局を担い、紛争下の教育をテーマに啓発キャンペーンを推進した。2024年度のキャンペーンでは、アジア最大の人道危機ともいわれる「ロヒンギャ危機」に特に焦点を当て、日本の学校教員とともにバングラデシュ・コックスバザールの難民キャンプおよびホストコミュニティを7月に訪問し、現場からの声を中心に、日本の市民向けのセミナー・授業を6月から9月にかけて毎月１回開催するとともに、キャンペーン・ウェブサイトやSNSでの発信を行った。キャンペーン期間中、授業参加者数1,315人、SNSリーチ・閲覧数約37,000人、SNS賛同数525人、授業参加者からのメッセージ143件が寄せられた。最終回の授業は、埼玉県と滋賀県の中学校・高校をオンラインでつないだハイブリッド形式で実施し、メディアにも掲載された。また、キャンペーンを通して寄せられた子ども・ユースなど市民の声を外務省・財務省に届けた。さらに、JICA、JNNE、開発コンサルタント協力企業共催の第4回教育協力ウィーク（9 月2日～13日）の一環として、「教育を攻撃から守る国際デー（9月9日）」を記念するオンラインイベント「危機下の教育支援のためにどのようなアドボカシー活動を進めるべきか ～ロヒンギャ難民キャンプの教育を事例に～」を開催した。ECWの緊急下の教育マネージャー、JNNE事務局長、海外事業部現地スタッフが登壇したほか、2023年にロヒンギャ難民キャンプ視察に参加した国会議員からビデオメッセージが寄せられた。教育協力に関わる関係者やユース、約150名の参加者に対して紛争下の教育の現状や取り組み、ロヒンギャ難民の子どもたちの状況について理解を深め、アドボカシーの必要性や紛争下の教育を守るためにできることについて考える機会を提供した。
 こうしたさまざまなアドボカシー活動により、日本政府による ECW への継続拠出（約 4 億円）が実現し、TICADを見据えてアフリカ3ヶ国（ブルキナファソ、ナイジェリア、エチオピア）の子どもたちの教育に充てられることになった。

３．気候危機に対する子どもの意見表明と政策への反映

[目的] 子どもの権利に甚大な影響をもたらす気候危機に対する、子どもの意見表明の機会を拡大し、政策への反映を働きかける。

[事業内容]セーブ・ザ・チルドレンがグローバルに展開する、気候変動と経済的不平等に関する「ジェネレーション・ホープ」キャンペーンの一環として、セーブ・ザ・チルドレン・インターナショナルとの連携により、6 月から10 月にかけて国内の子ども・ユースを対象としてメッセージや作品の募集を行った。中学生から大学生などに対して子どもの権利の視点から気候危機について考えるワークショップや講義を実施し、9 月の国連未来サミットや 11 月の国連気候変動枠組条約第29回締約国会議（COP29）で届けることを目指し、「気候変動と不平等について世界や日本のリーダーに向け、あなたが取り組んでほしいと思うこと」をテーマに、日本の政策決定者に向けたメッセージや意見を寄せてもらった。収集された意見の一部は、9月22日・23日に開かれた国連未来サミットの成果文書「未来のための協定(Pact for the Future)」を念頭に、セーブ・ザ・チルドレン・ インターナショナルが制作した子ども版の報告書「子どものための未来のための協定(Children's Pact for the Future)」の中で世界各国の子ども・ユースの声と共に紹介された。本報告書はキャンペーンに参加した23ヶ国1,230人以上の子ども・ユースから寄せられた声をベースにしている。さらに、COP29が開催されるタイミングに合わせ、上記報告書に収録されなかった、子どもの権利視点から見た気候危機の講義を受けた子ども・ユースのメッセージも合わせて、外務省国際局気候変動課の担当官に届けた。

４．国際政策提言にかかる横断的な取り組み

[目的] 子どもの権利の実現とSDGsの達成に向けて、開発資金の不足が解消されるよう、日本政府による資金動員と国際的な議論への貢献を働きかける。

[事業内容]

年間4兆米ドルとも言われる開発資金の不足に対し、日本政府がさらなる資金動員により国民総所得（GNI）の0.7%というODA拠出の国際目標を達成し、特に脆弱な立場に置かれた人々への支援を強化するとともに、開発金融機関の改革や債務救済、税の国際協調などの国際財政構造改革に貢献するよう、9月の国連未来サミットや2025年の第4回開発資金国際会議、また2024年に外務省が立ち上げた「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」による外務大臣への提言内容に関して、SDGs市民社会ネットワークの開発ユニットとして外務省との定期協議会に議題を提起し、議論を行った。また開発資金の

動向について学ぶために、元財務官僚などを講師とした勉強会を複数回にわたり開催した。

ii. 国内政策提言と社会啓発

１．子どもの権利を基盤とする子ども政策と子どもの参加の仕組みづくり

[目的]子どもの権利を基盤とする子ども政策・施策が策定され、その策定および実施のプロセスにおいて子どもの声が反映されるよう、国および自治体に対して働きかける。

[事業内容]

- 子ども関連政策・施策・予算における子どもの権利の視点の反映

2023 年４月に子ども政策の基本理念を定めた「こども基本法」が施行され、その第 11 条で社会の一構成員である子どもや若者の声を聴き、その声を反映させていくための取り組みが義務付けられたことを受け、2023年に引き続き、子ども参加に関する自治体職員向けの第3回勉強会「子どもの権利条例と子どもの最善の利益～制定プロセスに子どもの声を聴き、活かすには～」を１月に開催し、子どもの権利条例の制定プロセスに子どもの声を反映するための自治体の取り組みの紹介やディスカッションを行った。

こども基本法の施行後に、地域における子ども参加に関する取組を本格的に始めた自治体が多い状況を受け、自治体職員への子ども参加の知識と事例共有を目的として、国内で先駆的取り組みを行う自治体、また海外のセーブ・ザ・チルドレン組織とのネットワークを活用してヒアリングを実施し、「安心・安全な子ども参加のための実践事例集」を作成した。子ども参加に関わるリスクやそれらに対する具体な対応事例などの掲載を通して、より意義のある子ども参加の実現のために検討すべき事項についてまとめた本事例集は、こども家庭庁および全国計182自治体へ送付した他、「子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京」の会場で配布、またセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンのウェブサイト上で資料集として公開した。

- 自治体における子どもの権利条例の制定と救済機関の設置の推進

子ども施策の権限を担う基礎自治体において、子どもの権利に対する意識が向上し、子どもの権利に根付いた政策・施策が策定され、着実に実施されるよう、子どもの権利条例の制定および子どもの権利救済機関の設置の推進を目指して、条例制定プロセスや権利救済機関の設置・運営に詳しい吉永省三千里金蘭大学名誉教授および野村武司東京経済大学教授のアドバイスのもと、条例をすでに制定済みまたは権利救済機関を設置している自治体や、条例制定に関与した市民団体を対象に地域内のステークホルダーの役割や子どもの意見聴取の手法に関するヒアリングを実施し、報告書のとりまとめを行った。

- 「子どもの権利条約フォーラム2024」の企画運営を通した子どもの権利の普及・実現の推進

子どもの権利条約について、子ども自身や子どもに関わる政策決定者、市民団体、教育関係者やメディアを含め、多くの人の理解や認識を広め、また子どもの権利について関心がある子どもと大人、子どもと子ども、大人と大人との意見交換や出会い、交流の場を提供することを目的として、「子どもの権利条約フォーラム2024 in 東京」実行委員会事務局を務め、その企画運営に携わった。11月9日・10日に東京都豊島区で開催した催しには、2日間で大人と子どもを合わせてオンライン、対面で全国からのべ2,129名の参加者、実行委員や当日ボランティアを含めると延べ2,316名という多くの参加を得た。全国の市民団体や自治体、さらに子どもたちを巻き込む形でさまざまなステークホルダーと協働しながら、全体会および分科会で多様なプログラムを提供し、子どもの権利の更なる普及と実現の推進に取り組んだ。

- 「子どもメガホンプロジェクト」を通した子どもによる意見表明・政策提言の推進

「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」の活動として、同キャンペーンの「子どもメガホンプロジェクト」に参加する子どもメンバーとともに、子どもの権利が保障される社会の実現をより確実にするために、政府や自治体に取り組んでほしいことについてまとめた提言書「子どもが権利を使うことが出来る社会をつくるために　～子どもの声からの提言～」のとりまとめを行い、4月に同キャンペーンの子どもの権利条約日本批准30周年記念イベントで公表した。また、７月には上記提言書をこども家庭庁加藤鮎子大臣（当時）に手交し、提言内容について子どもメンバーが大臣

およびこども家庭庁職員と活発な意見交換を行った。
次回国連子どもの権利委員会による日本審査委員会の際に子どもの意見が反映されるよう、子どもたちとともに策定する提言レポートの第一歩として、同審査のプロセスについて、またこれまでに他国の子どもたちが作成したレポートの事例について学ぶための勉強会を開催し、今後の政策提言活動についての理解を深めた。

２．教員による「子どもの権利」への理解促進と子どもの権利に関する授業の実施

[目的]子ども自身が権利の主体であることを理解し、権利行使できるよう、教員をはじめ子どもを取り巻く大人の子どもの権利への理解を促進し、学校教育の中で利用できる「子どもの権利」に関する教材を開発する。

[事業内容]

- 2023年12月に公開したウェブサイト「こどものケンリ」にて、学校の授業でも活用できるアクティビティ教材2種、子どもの権利の解説動画4種を新たにリリースした。教材・コンテンツの開発にあたっては、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・山梨県などの小学校～中学校などの協力を得てパイロット授業やヒアリングを重ね、内容に反映するとともに、立命館大学の荒木寿友教授、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン理事である工学院大学の安部芳絵教授をはじめ専門家の助言・監修を得た。デジタル教材・コンテンツに加え、前年公開した「イラスト付き・子どもの権利条約条文一覧」のプリント版・ポスター版も作成した。これらのコンテンツは、東京都・大阪府・岡山県・宮崎県などの自治体においても活用が開始されている。「こどものケンリ」では、今後も段階的に新たな教材・コンテンツをリリースしていく。
- 子ども・ユース世代や教職員、教育委員会など行政職員、教育・保育に関わる団体・企業関係者などを対象に、年間34回の子どもの権利をテーマとした授業・研修・講演を実施した。加えて、柏レイソルとの継続的な連携事業の一環である「チャリティマッチ」（4月）やトップリーグ選手が参加しての特別授業（9月）、「子どもの権利条約フォーラム」（11月）などのイベントを通した子どもの権利啓発のワークショップなども行った。これら機会では、「こどものケンリ」の教材・コンテンツ（上記）を活用した。
- 文部科学省に対し、「人権教育の指導方法等の在り方について［第三次とりまとめ］補足資料」の改定版発出を求め、意見書を提出した（2月）。同補足資料は、同年6月に発出されている。

３．「子どもの権利を尊重した子育て」を実践する親・養育者を増やす社会啓発活動

[目的]子どもや子どもの養育者、また子どもを取り巻く一般市民が、体罰等を禁止すべき理由および体罰等によらない子育ての必要性と考え方について理解し、実践するよう啓発活動を行う。

［事業内容］2020 年 12 月に公開した特設サイト「おやこのミカタ」のコンテンツを、計 2 回（6 月、8 月）更新した。6 月は、更新記事としてスポーツ現場における子どもの権利の尊重をテーマにスポーツハラスメントZERO協会の佐伯夕利子理事の専門家インタビューを掲載した。8月は、「おやこのミカタ」内でも閲覧数の多い相談先一覧のページの情報更新・修正を行った。

iii.グローバル・国内横断的な取り組み

１．子どもが情報を得て、子どもの権利の実現に向けて主体的に参加する基盤づくり

[目的]子どもが自分たちの権利や社会課題について理解し、社会の多様な活動に参加したり、社会に対して声をあげられる機会を提供するためのオンラインプラットフォームを構築する。

[事業内容]より多くの子どもたちが、セーブ・ザ・チルドレンの情報を得て、子どもの権利の実現のための活動に主体的に参加できるようにするためのオンラインプラットフォームを構築し、10月にセーブ・ザ・チルドレン・ジャパン初の子ども向けウェブサイトとして、「あすのコンパス」を公開した。本ウェブサイトは1994年に日本が「子どもの権利条約」を批准してから30年という節目にリリースされ、新聞などのメディアでも取り上げられた。2024年度はその第一フェーズとして、子どもの権利やセーブ・ザ・チルドレンが携わる子どもに関する社会課題、子どもが参加できる機会などの情

報発信を中心に行った。オンラインプラットフォームの制作にあたっては、子どもの意見を取り入れるために、1,000名規模のオンライン子どもアンケートと、個別のヒアリングを複数回にわたり行った。アンケートおよび個別ヒアリングを通して、特に投票が多かった案を基にサイト名およびデザインを決定した。10月のリリースから12月末までのサイト閲覧数（PV数）は、17,640となり、当初目標の10,000を超える結果となった。

2024年度の事業報告の附属明細書

2024 年度の事業報告の内容を補足する重要な事項はない。

以上